

むつ市議会第208回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成23年6月21日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）18番 佐々木 隆 徳 議員

（2）25番 中 村 正 志 議員

（3）5番 横 垣 成 年 議員

（4）6番 澤 藤 一 雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	澤藤	一雄
7番	石田	勝弘	8番	新谷	功喜
9番	目時	睦男	10番	野呂	泰喜
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	大瀧	次男
17番	富岡	修	18番	佐々木	隆徳
19番	半田	義秋	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	菊池	広志	27番	斉藤	孝昭
28番	富岡	幸夫			

欠席議員（1人）

22番	山崎	隆一
-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 営理業者	遠藤	雪夫
代査委員	小川	照久	選挙管理 委員会	畑中	政勝
総務政策 部長	伊藤	道郎	財務部長	下山	益雄
民生部長	奥川	清次郎	保健福祉 部長	松尾	秀一
経済部長	中嶋	達朗	建設部長	山本	伸一
川内庁舎 長	布施	恒夫	大畑庁舎 長	若松	通
協野沢 庁舎所長	高坂	浩二	会管総政 理出納室	大橋	誠
選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光	監査委員 局長	石田	武男

農委會 農務局 局長	手問本	富土雄	教育部長	齋藤秀人
營企 業水道長	齊藤	鐘司	總政防調 策整	岩崎金藏
總政政推	花山	俊春	總政副情課 策理政	柳谷昌人
財政推	石野	了子	民政推	竹山清信
保福政推	田村	好子	保福保推	甲田久美子
保福副健康	鹿内	徹	經政推	笠井哲哉
建政推	鏡谷	晃	教委事副學課 員務理教	加藤次男
總政總	柳谷	孝志	總政總總 策務主	野藤賀範
總政企課	高橋	聖	總政防調 策政	工藤初男
財政課	氏家	剛	民環課	金浜盛雄
民環政總	加藤	博	保福介課	井田敦子
建土木	杉山	重行	下水道課	酒井嘉政
協庁産業	下山	房雄	總政企調主 策整	立花一雄

務部災課幹
務部課任
策 策
策 務
総政防政主
総政総主

須 藤 勝 広
栗 橋 恒 平

育会局校課事
員務 育主
教委事学教指
導

飯 田 一 彦

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
村 口 一 也

次 長
主任主査

澤 谷 松 夫
石 田 隆 司

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

昨日本会議終了後の議会運営委員会において、6月24日に議員提出議案1件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、佐々木隆徳議員、中村正志議員、横垣成年議員、澤藤一雄議員の一般質問を行います。

◎佐々木隆徳議員

○議長（富岡幸夫） まず、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。18番佐々木隆徳議員。

（18番 佐々木隆徳議員登壇）

○18番（佐々木隆徳） おはようございます。自民クラブの佐々木隆徳でございます。このたびの大震災で犠牲になられました方々に対しまして、心

からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々の一日も早い復興、復旧を願う次第であります。

さて、昨年12月の定例会では夏場の高水温の影響によって多大な被害を受けたホタテ養殖業者への被害対策について多くの同僚議員から一般質問が行われたところでありますが、その高水温がどのような影響を与えるのか注視してきたところであります。昨年暮れの脇野沢のタラ漁では、ようやく復活の兆しを見せていた水揚げが前年度の約4分の1の水揚げで終了となり、高水温の影響だけが原因だと言えませんが、期待外れに終わったところであります。そして、ことしに入り、これまでとは逆に春先まで低水温が続き、ホタテの産卵がおくれ、さらには湾内全体の母貝も少なく、陸奥湾のホタテ養殖漁業が100億円産業として再スタートするための第一歩である肝心の稚貝となるラーバの数が平年よりも少なく、また小さく、漁業者が十分に確保できるかどうか心配するところであります。

それでは、通告に従い4項目について質問いたします。初めに、今定例会では3月11日に発生した東日本大震災を受け、多くの同僚議員が防災行政についてさまざまな角度から質問及び通告を行っており、私は原子力災害が発生した場合の避難海路の設定について、この1点のみ質問いたします。

このたびの大震災により、原発に対するこれまでの安全神話が崩れ、目に見えない放射能汚染の恐ろしさだけが印象として強く脳裏に焼きついた市民が多いのではないかと思います。原発事故はあってはならないと願うのみではありますが、今回の東京電力福島第一原子力発電所事故のように絶対の安心安全はないとの教訓を生かし、市民の避難対策についてあらゆる対策を想定しておくべきであると、このように考えるところであります。

言うまでもなく下北半島は、周りを海に囲まれ、幹線道路が寸断されれば陸の孤島となり、孤立状態になることも考えられ、むしろ避難海路の設定については幾つもの航路設定が考えられ、市民の避難対策として最も適しているのではないかと思います。このことにつきまして、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、医師対策であります。私は、地域医療や医療の充実について、市長が折に触れ、医師の確保が難しく大変厳しい状況を述べるに当たり、将来を見通して現段階において何らかの手だてを講ずるべきではないかと思っております。医師確保は地方の自治体共通の課題であり、各首長はそのために日々奔走されていることと思えます。

一部事務組合下北医療センターも設立は医師の確保が目的の一つであると伺っております。市長は、常々「こどもは地域のたからもの」とも述べており、現にジュニア大使派遣事業や、千葉大学医学部への体験授業を実施して、子供たちが高い希望と大きな夢をはぐくむ機会を設ける施策を展開し、大変好評を得ているところでありますが、その実現のための裏づけとなる施策が欠けているのではないかと、このように思っているところであります。

子供たちがせっかく医者になりたいとの清らかで大きな夢を描いたとしても、一般の家庭では経済的な事情を理由にあきらめざるを得ないのが実情であり、このままでは子供たちがやがて夢を描くことさえやめてしまうのではないかと危惧するところであります。医学部となると、学費も高額で、しかも6年間の修学となることから、国公立大学でも公務員の共稼ぎ世帯のようなごく恵まれた家庭でも大変だと聞いており、ましてや私立の医科大学となると本当にごくごく限られた世帯でないと困難であることは言うまでもありません。子供たちが安心して夢の実現のために努力できる

ような施策を創設することにより、その実現に向かって努力し、貴重でとうとい人材がやがては故郷むつ市に定着するという一連の施策の確立が図られるのではないかと思います。

市長の掲げるネクスト50へのさらなる飛躍のため、10年、20年後を見据えた高度な人材育成と地元出身の医師づくりを目的とした医師育成特別奨学金制度を創設するべきと思いますが、このことにつきまして市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

次に、3点目の市長及び特別職給与についてであります。平成17年3月の合併以来、これまで特別職給与の減額に関する条例が上程された際には、多少の質疑等は行われてきたものの、私自身さしたる異論を持たず、改正条例案に賛成してきたところであります。この特別職の減額に関する条例の一部改正は、合併以前から行われてきたこととあり、その経緯についてお伺いいたします。

また、市長はこれまで一般会計の赤字解消、そして特別会計の赤字解消や不良債務の解消など財政健全化が図れるまで予断を許さず取り組む旨の決意を述べられてきました。しかしながら、平成22年度決算において、赤字解消計画よりも1年前倒して一般会計の赤字解消が図られる見通しとのことであり、これまで継続されている特別職給与の削減について、市長の現状認識と今後についての所見をお伺いいたします。

最後4点目は、脇野沢川の河川改修事業についてであります。この事業は、昭和40年代に冬の雪解けや夏の大雨等によりたびたび脇野沢川で洪水が発生し、周辺住民に多大な被害を及ぼしてきたことにより、平成になって間もないころに、この改修事業計画が進められてきたと伺っております。また、この事業によって脇野沢川の河口近くに住んでいた渡向地区全世帯の集団移転が先に行

われ、次に脇野沢庁舎や公民館、体育館も現在の場所に移転したわけであります。事業着手から既に約20年近く経過していることから、これまでの事業の経過と今後の見通しについて伺い、壇上からの一般質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐々木議員の原子力防災についてのご質問にお答えいたします。

地震、津波が発生し、大間、東通原子力発電所で事故が発生した場合、海岸沿いの道路は土砂崩れ等が考えられることから、海路を設けるべきではないかのご質問でございます。東通原子力発電所、大間原子力発電所で事故が発生した場合の避難経路等については、複数の議員からご質問をいただいているところであり、お答えが重複することがあるかと思いますが、ご了承いただきたいと存じます。

市では現在、東通原子力発電所において事故が発生し、住民避難が必要となった場合の避難道路として国道279号あるいは国道338号を想定しておりますが、10キロメートル圏内が避難区域に指定された場合には、両国道とも通行が規制されるおそれがあります。また、大間原子力発電所において事故が発生し、地震、津波が同時発生した場合は、津軽海峡に面した国道279号は通行ができなくなる可能性が高く、北通り町村の避難ルートとしては国道338号海峡ライン、県道川内佐井線、薬研佐井線あるいは易国間林道等が考えられますが、冬期間は通行が制限され、一部の道路しか利用できないことから、通年利用が可能な避難道路の整備が急がれるところであります。

また、陸路すべての道路に交通規制がかかった場合を想定しておくことも重要であり、その場合は海路による方法が最も現実的であると考えております。幸いにして当地域は大平岸壁、脇野沢や

大間のフェリー埠頭、各地の漁港などを抱えていることから、これらの有効活用を考慮しながら、今後海路の避難ルートを検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、医師対策についてお答えいたします。議員ご承知のとおり、地方における深刻な医師不足は、むつ下北地域に限った出来事ではなく、全国各地でも大きな課題となっており、新たな研修医制度が導入されてからは医師の都市への集中化に拍車がかかり、地域医療の崩壊が起きていると言っても過言ではない状況にあります。

このような状況を踏まえ、県内自治体病院の勤務医を希望する医学生に対し経済支援を行うことを目的に青森県出身の医学部生が利用できる奨学金制度として、現在青森県で運営している県外医学部生を対象とした青森県医師修学資金と青森県国民健康保険団体連合会で運営する弘前大学医学部入学生を対象とした弘前大学医師修学資金があります。後者は、平成17年度から平成30年度までの期間限定であり、青森県の補助金、青森県内各市町村の負担金及び電気事業者等からの寄附金により実施しており、当市でも昨年度は負担割合に応じ、年額約57万円の負担金を拠出しているところであります。

議員ご提案の市独自の医師育成のための奨学金制度の創設は、地元出身の医師を確保するために有効な手段であると考えるところではあります。が、県内の自治体病院に勤務する医師は、慣例で医師免許を取得してから中堅になるまでは自治体病院等を短期間で異動しながら研さんを積むことから、実際に出身地の自治体病院の勤務に結びつくかは不透明な部分があり、また成果としてあらわれるまでにかなりの期間を有するなどの課題があります。したがって、今の段階では県及び国保連の制度を活用して支援していく方法が望ましいことから、定員の拡充や期間の延長等を求め

ていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市長及び特別職の給与についてのご質問にお答えいたします。まず、給与削減に至った経緯についてであります。給与減額措置はむつ総合病院の不良債務解消のために平成14年7月から実施したものでありまして、当初は市長10%、助役、収入役、公営企業管理者及び教育長は8%を減額するものでありました。その後平成15年4月からは現行の市長25%、副市長20%、公営企業管理者及び教育長15%と減額率を改正し現在に至っております。当初のむつ総合病院の不良債務解消のためということであれば、平成20年度にその目標は達成されたわけではありますが、それに至るまでの間、国の三位一体改革による地方財政への波及や4市町村の合併を経てむつ市の財政状況も逼迫してきたことから、当市の財政状況へ対応するためと減額理由も推移した経緯がございます。

合併直後の平成17年度に約24億9,000万円だった累積赤字は、先日の提案理由でも申し述べましたように、計画より1年前倒しの平成22年度末においての約4億円の決算剰余金が生じる、いわゆる黒字決算の見通しとなっております。しかしながら、議員ご承知のとおり、脇野沢地区における不法投棄廃棄物の撤去や公立病院改革プランに基づく3診療所の抱える不良債務の解消というような課題を抱えておりますことから、減額措置の解除につきましては中長期的な財政見通しを踏まえて検討してまいりたいと存じます。

減額措置の詳細につきましては、担当部長より説明いたします。

次に、脇野沢川の河川改修事業についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、これまでの経緯についてであります。2級河川脇野沢川は、脇野沢本村地区が昭和43年8月の洪水を初めたびたび洪水が発生していたことから、そのは

らんらん防止を目的に河川管理者である青森県が事業主体となり、平成3年度に抜本的な河川改修事業に着手したところであります。平成8年度にはまちづくりと一体となったうおいのある川づくりを実現するためのふるさとの川整備計画を策定し、平成17年5月には地域住民や学識者等の意見を踏まえた脇野沢川水系河川整備計画が策定され、河口から館山橋上流までの区間約1,700メートルの整備をすることとなったところであります。これまでに県道九艘泊脇野沢線の橋りょうの整備や河道掘削等を実施し、昨年は下流市街地を迂回する区間が通水されており、昨年度までに一部左岸側護岸を残し、渡向橋上流まで約960メートルが完了しており、進捗率は事業費ベースで78%となっていると伺っております。

ご質問の2点目、今後の見通しについてですが、青森県では平成23年度以降、残る部分の用地買収や館山橋のかけかえなどを実施し、全体整備区間の1,700メートルの完成を目指す計画となっていると伺っております。市におきましても、平成24年度以降に脇野沢消防分署向かいの河川に沿った広場に植栽などの環境整備を実施する予定としているところであります。また、旧河川につきましても、平成19年度に脇野沢川を地域に親しまれる水辺空間としていくため、新しい河川や残される旧河川の利活用について、住民代表、自然保護団体、学校関係者など、地域の方々を中心とした脇野沢川水辺空間利活用ワークショップを開催し、脇野沢川水辺空間利活用計画がまとめられたところであり、河川敷については現状を維持することを基本とするとされております。

この区間は、護岸等の工事のため締め切られておりましたが、同時に進められていました分流点と合流点の水門の工事が完了したことから、現在施工中の工事に支障のない合流点の水門については開放されており、分流点につきましてもこの工

事が完了後は開放することとなっており、通常時にはこの状態が続くことや、将来的には一部区間の植栽や護岸を階段式にするなど環境に配慮した整備計画も予定されているとのことでありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 特別職給与の減額措置につきまして、市長答弁に補足説明させていただきます。

特別職の給与に関しましては、むつ市特別職職員の給与に関する条例及びむつ市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例によりまして、市長は85万円、副市長69万円、教育長及び公営企業管理者61万9,000円と定められております。そして、現在はむつ市長等の給与の特例に関する条例によりまして、市長答弁のような減額率が適用され、市長は21万2,500円減額の63万7,500円、副市長は13万8,000円減額の55万2,000円、教育長及び公営企業管理者は9万2,850円減額の52万6,150円となっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 順不同となりますけれども、今部長から説明あった特別職の給与についてから再質問させていただきます。

市長は、ご自分のことでお話しづらいというのは重々わかります。正直言いまして、こういうエフエム放送を使ったりとか、そういった形で広報しないと、市民は市長、特別職の皆さんが身を削っているということは意外とわからない部分が多いだろうと。私自身も、合併して今初めてそのような経緯があるということを知ったわけでありまして、今一般会計の赤字がなくなったと、そうやって自分で今話しながら、市長から一番最初に脇野沢のごみの不法投棄という話が出ましたので、ちょっと私のほうからも言いづらいのですけれど

も。

脇野沢のごみの不法投棄、そして不良債務の解消四十数億、むつ総合病院への抛棄、この3つを今言いましたけれども、それら計画的にいけば、3点について一番早いのはごみの不法投棄の解消が、例えば5年もしくは10年程度、あとこれから計画上でいきますと、むつ総合病院の抛棄金等は平成25年、26年でしたか、そのあたりからの10年間と記憶しておりますけれども。ですから、仮に今3つ市長からご答弁いただきましたけれども、それらが全部解消するまで云々という形になれば、市長は要するにその職にとどまっていなくてもわかりませんし、またむしろ身を削るのもほどほどにと、そういう思いで私は今この場で質問しているわけで、先ほどからご自身のことは言いつらいというのは重々わかりますけれども、この点についていま一度市長から。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 自らのことでございますので、佐々木議員お話しのように、非常に言いづらい部分がございます。しかしながら、身を削ってでもこの赤字解消というふうなことに邁進してきたというふうなことのご評価はいただいたものと、このように今思うところであります。

今後持続可能な財政運営、この部分について影響があるのかないのか、これを仮に復活をするというふうなことになった場合、そういうふうなことを中長期的な財政見通しの中で判断をしていかなければいけないし、また議会のほうのご判断もいただくことになろうかと思うところであります。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） お互いに余り深くつくような形になりますので、1点だけで終わります。

海路設定についてに入ります。私自身海路にこだわるというか、そういう形になるというのは、

先ほど冒頭の質問でも述べましたように、周辺すべて海ということで、一番設定しやすいと。ですから、昨日でしたか、金曜日でしたか、答弁の中に陸、海、空というふうな設定があると。その中で単純に陸路、俗に言う道路ですけれども、道路は整備しなければならぬし金がかかると。ですから、あすあさって、もしくは3年後、5年後にどうのこうのという形は計画できないと。空路は当然輸送人員に限度があり、その旨また危険も伴う。そうすれば、海路は想定範囲が広く、簡単に言いますと金がかからないと。今ある岸壁を使用して、常々市長は自衛隊の艦船の使用というふうな話も再三答弁しておりますけれども、仮に岸壁が狭いとか、水深がとれないなどになれば、簡単に言いますと、沖に停泊するというふうな話も出ました。ですから、仮にこの部分で事故が発生したら、例えばこちらの海からと。今具体的な地名はあれですけれども、そういうふうな一番簡単に設定しやすいのではないかと、机上で設定しやすいと。これが一番金がかからないと。いろんな幾つもの、何通りもの避難海路の設定ができるのではないかと、その思いで再三私今の避難海路の設定1点にのみこだわって質問しているわけです。今このことにつきまして、市長のお考え、どう思われるか、いただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） これまでの答弁の繰り返しになろうかと思っておりますけれども、陸、海、空というふうな部分の、これは避難の経路があらうかと思っております。ただし、陸は壇上でもお話をいたしましたように、国道338号、そして国道279号、この部分が避難経路として遮断される懸念が非常にあるわけでございます。そうしますと、空の部分は海上自衛隊の第25航空隊、またそのほかにももう一つ分屯基地がございます。そういうふうな形の中でのご支援をいただく部分。しかしながら、大

量の形での避難、この部分については、やはり対応はできない部分があらうかと思っております。そうしますと、海に頼るといふところ、これはまさしく佐々木議員の思っていることと全く軌を一にするところでございます。それは、さまざまな形の中で大平岸壁、そしてまた大湊地方総監部の港湾、そしてまた脇野沢地区の漁港と、それからフェリーの部分、それから下北全域になりますと大間、尻屋、そういうふうな形にさまざまな形での海の避難経路、これは十分これまでの形の中で検討していかなければいけないし、また原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議の中でも話題になって、今6月16日に1回目の事務担当者会議を開きました。その中でも海路についての検討をこれからしていかなければいけない、こういうふうな形をとっていききたい、このように思っています。

例えば岸壁がなくても輸送艦「しもきた」というふうな非常に大型の、今回の三陸沖のほうでの救難活動、支援活動、この部分で大きな力を果たしましたL C A Cというふうなホバークラフトのなかにはあるのですけれども、そういうふうな形の支援というふうなものもイメージとして持っております。岸壁でなくても、たしかあれは50メートルくらいの幅の砂浜があれば上陸ができるというふうに聞いております。そういうふうな形で、常にお話をさせていただいておりますけれども、さまざまな形のチャンネルをふやしていくと、こういうふうな部分の対応、検討をより深めていく必要があると、このように思っています。海路は十分に避難経路としてしっかりと検討を深めていかなければいけない事案であると、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） チャンネルをふやすと。ぜひ避難計画の設定には、いろんなパターンの避難海路、航路を設定していただくよう希望しておき

ます。

昨日の市長答弁で、今年度の総合防災訓練は大平岸壁でというふうな答弁があったやに記憶しておりますけれども、訓練についての必要性を市長はどのようにお考えかお伺いいたしたいと思いません。

というのは、これ3月定例会中、3月11日ですけれども、その日に地震があったわけですが、私いまだに頭の中で記憶しているのは、議会の休憩中に地震が発生しまして、そしてその地震直後、本震か余震かちょっと記憶は定かでないのですけれども、庁舎の放送がすぐ流れたわけです。私そのとき、後でメモしたものですから、正確な言葉かどうか、放送の内容かわかりませんが、はっきりした形でないかと思えますけれども、「職員は来庁されている市民を速やかに誘導し、庁舎外に避難させてください」というふうな内容でありました。たまたま私はその時、控室にいて、地震発生とともに、すぐおさまらさうということ、いすに座ったまま周りを見たら私だけが残っていた。ちょっと揺れが大きくなったので、立ち上がってドアのところに出ようとしたら、その放送が流れたわけです。そして、何かしらこういう非常事態にきちんとした形の放送ができていくことに物すごく感銘を受けた、いまだにそのような形で思っているものですから、この訓練の必要性というのはあらゆる場面の想定で当然必要かと思えますけれども、そのような内容で今訓練の必要性ということを市長に認識をお願いするところでもあります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 3.11のあの第1波の地震の際に、庁舎のその担当の者がただちにそういうふうな放送をしたというふうなこと、それをしっかりと受けとめていただいご評価をいただいたというふうなことに心から感謝申し上げる次第でござ

います。また、そういうふうなことが励みになって、その体制をしっかり構築をしていかなければいけないというふうなものを担当者は感じているものと、このように思います。

訓練の必要性、本当に訓練、訓練というふうな形、これを重ねていくことによって、さまざまな事案に対しての想定をし、そういうふうな形での訓練、そしてまた練度を上げていくというふうなもの、これはまさしく本当に必要な訓練のあるべき姿だと、このように思っております。

10月の月上旬に予定されております防災訓練、この部分でも海上自衛隊の艦船を利用させていただくというふうな形での今調整を進めております。その部分で、これまではヘリコプターによる海難事故に対しての救出だとか、それよりももっとまた進んだ形、今回の3.11、さまざまな事象があったわけでございますので、原子力防災に対しても、そしてまた津波に対しても、さまざまな形で幅広くその事案を振り返りながら、その訓練をしていく必要があると、このように思っております。常に備えていかなければいけない。「備えよ常に」の精神、これを持って訓練をしていくし、そしてまた意識を高めていく、こういうふうな気持ちでございませう。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） あらゆる形での想定についての訓練、ぜひお願いしたいと思います。

今回の地震は、想定外の想定ということで、想定外に事故が起きたと。ですから、例えば先ほどから海路についていろんな形でというのは、1つだけ、2つだけというふうな形ではなくて、今の海の部分にすれば、単純に漁港ごとにしていけば10カ所なり数カ所の簡単な形の経路がすぐ出ると思っておりますので、その旨の図面に落とした形での広報なりなんなりは必要かと思えます。ぜひその点につきましてよろしく申し上げます。

医師の育成について。私1年前の春先だったと思いますけれども、東奥日報さんの新聞報道で「医学部へ現役合格」という記事を見ましてから、もし私の出身の地域で医者になりたい、また学力もあるというふうな形でいったときに、当然次に出てくるのは家庭内の経済的な事情と。とすれば、市でそれらに少しでも貸与するべきだなという思いで、この約1年間いろんな形で考えてきたところであります。その新聞報道から現役で弘前大学と筑波大学ですか、大きく見出し出ていましたので、それからの発想でございます。

それから、同じく昨年9月にむつ総合病院、勤務すれば返済免除というふうな看護師さんの奨学金についても同じような形でやったものですから、今この点について市長に質問しているところであります。

また、いただいた資料の中に佐井村の奨学金につきまして、医学部、歯学部の大学に入るとの奨学金は月額20万円以内と。それら以外は月額、普通の大学でいきますと3万5,000円というふうな内容の奨学金制度が今現在あります。そこで、医者になった児童もいるやに聞いております。私の友だちの息子さんが医者になって今一生懸命あちこちで研修しているというふうなことで、その20万円の奨学金の貸与を受けて医者になったというふうな話を聞いているものですから、同じような形で今質問しているところであります。

人口10万人当たりの医師の数、08年で全国平均でいきますと224人だそうです。下北全体で約8万人超えるかと思えますけれども、医師は何人いるか。そういう逆算していけば、どうしても医師の数は足りない。平均だからという形で今の医師が、要するに平均の医師数だけ見ても、それが採算とれるかどうかわかりませんが、少なくとも医師をつくるような体制づくりは何らかの形ですべきでないかなと、そのように思います。

れども、市長、その点についてお考えを伺います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） このドクターの奨学金の件なのですけれども、これは現行の制度、これをできるだけ拡充をし、定員をふやしてもらおうというふうな形で、これは臨みたいなど。やはりこの部分において奨学金制度を創設し、しかしながら果たしてその医学部に行って研修を経て、先ほど壇上でもお話をしましたように、勤務をしてさまざまな形であちこちの病院を、研さんを積むために動くわけでございます。その部分で確実にむつ市、むつ総合病院、この地域の医療機関に戻ってきてくれるのかというふうな部分、この部分は非常にクエスチョンマークがつく部分があるかと思えます。

今佐井村のほうの例のお話をいただきました。

その方が今後しっかりとこの地域に戻ってきて、開業なりまた勤務というふうな形をとっていただければよいわけでございますけれども、制度をつくって、また他の地域にというふうな形になりますと、非常にその部分で、んんというふうな感じを今抱いているところであります。ただ、お医者さんになるための意識の高揚と申しますか、これは地元の高校がかなりそういうふうな形で専門的な形の医師、それから弁護士、そしてさまざまな形のテクニックを持ってもらうため進学をするべく努力を重ねていて、その成果が出てきているというふうに聞き及んでおります。

先ほど佐々木議員がご紹介のとおり、弘前大学と筑波大学の医学部に現役で入ったと、そういうふうな快挙、そういうふうなものが地元の高校から出てきているというふうなことは機運の醸成が高まっていると、こういうふうな思いがありますので、その子たちに続け、先輩たちに続けというふうな形で、地元の高校生が一生懸命頑張っていて、将来的にこのむつ市に戻ってきて医療に携わ

ってほしいというふうな思いがございます。

現に今ここに同席しております教育長、田名部高校の校長の時代に、地元に戻ってこいと、そういうふうな形で大いに生徒たちを叱咤激励し、その子供たちが数年後に医師として、また弁護士として、そういうふうな形で、本当に特化された形の職業人としてこの地域に戻ってくるというふうな機運を醸成し、そして実が実ったというふうな部分、そういうふうなところは高く評価しておりますし、これが継続されてどんどん、どんどん高校生に羽ばたいていただくというふうなこと、これを期待しているところであります。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 今市長から教育長のお話が出ましたけれども、教育長に関しましては、昨年6月21日の一般質問の答弁か何かわかりませんが、ちょっと自分ですごく印象に残っているもので、質問はしませんから、教育長の言葉です。

教育への思いとして、「地方はこれまで中央に人材を送り込んできた」「地元に戻ってきてほしい」「外の力を当てにせず地元で育成する」と、要約ですけれども、述べております。確かにそのとおりなわけです。医者をつくって、要するに地元に着するような形です。今市長が言いました、大変難しいというのは重々わかっております。医者の世界はある種かなりの複雑な組織の中での動きがあるみたいで、自分で勝手にあっちに行ったりこっちに行ったりするのができないというのは重々わかっております。これは昔から医師対策で脇野沢の時代から、そのように当時の村長からも聞いております。ですから、大変な世界だというのは重々わかっております。

一つの参考の例として聞いていただきたいと思っております。これもまた私の友人なのですが、私立大学に行った場合、入れれば能力的にはもう申し分ないわけで、入ったときから入学金が何か

に含めて1,000万円、そして2年目から6年目まで500万円、500万円、500万円という形でいって、トータルで3,500万円。そのほか教材、それから本人の生活費などなど含めまして、学校は6年ですけれども、それ以外の部分であれこれ約5,000万円近くかかっていると。そのような状況の中で、先ほどの佐井村の20万円ですけれども、その中で生活費だけは奨学金制度でいただいてきたもので、その分は負担にならなかったと。そして、何とか卒業させて、今医者として頑張っているというふうな状況であります。

一部事務組合下北医療センターの運営方針、今議会で3月定例会の分をいただきましたけれども、若干読み上げます、抜粋ですけれども。「医師不足から、地域医療が崩壊の危機」「医師臨床研修制度の導入により、地方の大学医学部自体が医師不足」「大学が自治体病院に医師供給できず、また医師の引き揚げが相次ぐ」と。そのような中で休院といいますか、廃止になった病院もあるやに聞いております。

それから我が市、むつ市の過疎地域自立促進計画、平成22年から平成27年までの計画ですけれども、むつ総合病院と連携を密にした医師確保対策というふうな形でうたっております。ほかからの医師の供給を受けるだけでなく、むつ市でも医師を育成する発想を持つべきでないかなというのが私の考えであります。制度の創設なりなんなりは検討に値すると思いますが、改めてこの点、市長、もう一回ご答弁願います。

○議長（富岡幸夫） 申し上げますけれども、一部事務組合下北医療センターにかぶらないような程度で答弁を願いたいと思っております。

○18番（佐々木隆徳） 議長、私が質問しているのは、一般事務組合下北医療センターの議会ではなくむつ市としての市長の発想、市長の今の計画の中ですべきと。ですから、12月定例会で私は議運で

この件に関しましてキャンセルされて、3月には地震でまた延びて今回に至っているものですから、いろんな形である程度調べてきていますので、今回、今議長からの注意はありがたくお受けいたします。

○議長（富岡幸夫） 申し上げます。質問者に言っているのではなくて、答弁が超えないように努めてくださいということです。そういうことでご理解願います。

市長。

○市長（宮下順一郎） この医師奨学金、この部分は先ほどもお話をしましたように、基本的には現在の制度を拡充して定員を拡充することと、金額をふやすというふうな形での対応をこれからはしていきたいと、このように思います。先ほどお話をしましたように、本当に奨学金制度をつくって、そしてそれをご利用いただくと。本当に何千万も、先ほどの例の私立医科大学の場合はかかっていると。これも承知しております。その部分で、しっかりとむつ総合病院の看護師さんの場合はこちらに定着すればというふうな形での修学資金というふうな形です。それが果たして先ほど佐々木議員お話しのように、医学界というふうな部分でのさまざまなドクターの卵の皆さんが動いていく中で、果たしてそれが本当にむつ市に、基本的には佐々木議員もこのむつ市に定着してほしいというふうな、その思いからのご提案だと思います。そういうふうなことが可能なかどうか研究をしていく必要があろうと。

むつ市で育てて、むつ市でこの奨学金を使っただいて、ほかの地域に行ってしまうというふうなのはちょっと残念な思いがいたしますので、基本的には佐々木議員と同じように、奨学金を利用したドクターの卵が、またここに必ず戻ってくるというふうな、そういうふうな思いのご提案だと思いますので、十分これは研究をさせて、他市

の状況、そういうふうなものも研究を深めていく必要があろうと思います。私は、お医者さんになっていただいて地元に戻ってくる、そういうふうな形、その基本線は通していきたいと。それは、佐々木議員と共通しているものだと、このように思います。

本定例会で今傍聴席のほうに10人程度の新採用職員がおります。地元出身でなくても、むつ市出身でなくても、むつ市役所を望んで採用試験を受け、そして合格をして、このむつ市に、市役所に骨を埋めるというふうな覚悟で来ているわけでございます。そういうふうな逆のパターン、そういうふうになってしまうと、その彼が地元の奨学金を受けているかどうかはわかりませんが、当然その奨学金は返していくわけですが、そういうふうなこと。基本的には、むつ市の奨学金を使ったらむつ市に勤務してほしいと、こういうふうなのは佐々木議員と全く共通の認識でございますので、そういうふうなことがほかのほうであるのかどうか研究をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 市長は、今2期目に向かっていますけれども、2期目はともかく、今後3期、4期と市のかじ取りをすとなれば、私は思いからして市長が在任中に、宮下順一郎市長が医者をつくったというふうな発想を持つべきでないかなというのを1つ今市長に提案しているところでありますので、ぜひその夢なりご検討いただきたいと思います。答弁は要りませんので。

最後になります。脇野沢川の河川改修についてであります。県の事業、県の事業ということで、地域の住民からすれば県の事業だろうが、国の事業だろうが、市の事業だろうが、目の前で工事やっている部分であればすべて市、県一切関係なく事業なわけです。ですから、ここにおられる理事

者の皆さんは、その区分というのは、県だから関係ない、国だから関係ないというふうな考え方は一切持たないでほしいと。これは、ここにおられる職員の皆さん、それからこれを聞いておられます分庁舎の職員にも同じことを言えると思いますので。現実には、県の事業だからという形で私のところに、この改修事業について聞きに来る方は何人もいます。私自身が県の事業だから知らないというふうな形はできませんので、そういう思いで今皆さんにお願いしたところであります。

この河川改修につきましては、県の事業ということで、合併間もないころに私自分自身の勉強のためということで下北地域県民局に行きまして、詳しい資料等があればということでお伺いしたところ、用地買収や予算配分等のこともあり資料は出せないという、そういう返事でした。ただ、おおむね10年、予算総額35億円というふうな数字だけ頭に入れて帰ってきた経緯があります。

この今の河川改修につきましては、今年の夏に川に水が全くなく、民家から流れる生活排水等によりまして悪臭がかなりひどかった。そのような苦情が来た経緯から、私のところにも再三今の質問に来た住民がいるわけでありまして。そしてまた、今年の暮れに火災が発生しまして、その際に同様にすぐ目の前の川に水がなく、お一人亡くなられた経緯もありますけれども、遠くから給水し、消火に手間取ったというふうな昨年12月の経緯もあります。

そこで、1点だけ再質問させていただきます。現在市長の答弁でいきますと、進捗率78%とのことですが、完成予定の見通しについてと旧河川、これまでの古い河川の現状について伺いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 佐々木議員のお話しのとおり、その周辺の住民の方々にとっては県の事業で

であろうと、国の事業であろうと、市の事業であろうと、まさしく事業が進んでいるわけですので。そういうふうな意識は私も同じでございます。やはりその部分で県にしっかりとこれは物を伝え、県から情報を得て国に伝え、国から情報を得て市民の皆さん方に伝えていくというふうな役割は市としてあるわけですので、この部分、若干行き違いの部分があったようなニュアンスでございますので、これは徹底して県の事業についても、国の事業についても地元の方々に情報を伝えていくと、これは努力を重ねていきたいと、このように思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（富岡幸夫） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（高坂浩二） 脇野沢川の河川改修事業についての今後の見通しについての再質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本事業は国庫補助事業でございまして、事業主体の青森県によりまして、今後の予算は今般の震災の影響もございまして、国の動向に左右されることが大きく、はっきりとした完成年度はお示しできないとのごとでございまして。

また、旧河川の現状につきましては、護岸工事や水門の工事により通水をとめておりましたことから、議員ご指摘のとおり、付近での火災発生時に消防水利としての利用ができなかったこと、側溝からの排水の流入などによる一部悪臭がありましたが、先ほどの市長答弁にもございましたとおり、下流側にございます合流点の水門が開放されていること、上流側の分流点につきましても現在実施中の工事が完成後は開放され、上流、下流ともに通水されることとなりますので、今後はこれまでどおりの利用が可能となり、悪臭につきましても解消されるものと思われましますので、何とぞご

理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 18番。

○18番（佐々木隆徳） 内容はわかりました。昨年のような悪臭等によりまして、周辺住民から苦情のないよう、また生活環境が悪化するようなことのないよう十分留意していただきたいと思えます。

要望しておいて、以上で終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

ここで午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。25番中村正志議員。

（25番 中村正志議員登壇）

○25番（中村正志） おはようございます。元気むつ市はあいさつから。むつ未来会派の中村正志です。むつ市議会第208回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

去る3月11日に発生した東日本大震災において、不幸にしてお亡くなりになられた皆様に心からのご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様、今なお避難所生活を余儀なくされている皆様に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から3カ月以上が過ぎた今現在においても、復旧、復興が遅々として進まないこと、

放射能汚染は今なお拡大し、収束のめどが立っていないことに対し、腹立たしきと立ちを強く感じております。そんな中、数日前よりテレビニュースがさま変わりをしました。復旧、復興の話題は押しやられ、かわりにトップニュースを占めるようになったのが政局であります。今回の内閣不信任決議案をめぐる一連の騒動ほど想像を絶する茶番劇はありません。ふざけるなの一言であります。ペテン師と呼ばれてもどこ吹く風で超強気な発言を繰り返す首相、混乱を招くだけの前首相、欠席を決め込み地元にも顔を見せない元代表、震災よりも原発よりも自分と党が大事なのか。史上最低の政局は、いつまで続くのでしょうか。もしかしたら、彼らを一掃することが復旧、復興への近道であり、第一歩なのかもしれないと感じずにはいられません。

また、本日はこの春新しくむつ市職員となられた新人の皆様が議会傍聴に来ております。ネクスト50に向けた次の世代の中心となる期待のホープであります。今後研さんを積まれ、むつ市民のため、ご自身のため活躍していただきますようエールを送りたいと思います。

それでは、通告に従い質問に入ります。

質問の第1は、市政運営と選挙公約についてであります。市長選挙を間近に控えて選挙公約について聞くのはどうかとも思いましたが、あえて質問をさせていただきます。

一般論として日本の選挙は政策や論議よりも情緒とイメージで決まると言われてきました。選挙用のできもしない利益誘導型の甘いスローガンが達成されたことは極めて少ないというのが現実であります。こんなことでは政治の質が低下する一方であります。これらの流れを変えようとしたのがマニフェスト型の選挙公約であります。より具体的な政策を掲げ、事後検証も行いやすいものであります。むつ市議会においても、マニフェスト

とまでは言えないものの、宮下市長の掲げた7つの公約がたびたび取り上げられ、議論をされているということは大きな前進であると思いません。

政治には成果が求められています。経営思想家であるドラッカーの著書の中に、組織の存在理由という一節があります。組織とそのマネジメントの力の基盤となり得るものは1つしかない。成果である。成果を上げることが組織にとって唯一の存在理由である。組織が権限を持ち、権限を振るうことを許される唯一の理由である。また、別の著書の中で、公的機関に必要なものとして、公的機関は実現可能な目標を持たなければならない。目標は空腹の根絶ではなく飢餓の減少でなければならない。公的機関は、実現可能な目標を必要とする。達成したと言える現実的な目標を必要とする。要は、政治は成果を上げなければ意味はないし、そのためには具体的な目標が必要だということなのだと思えます。そのためのマニフェストであり、選挙公約であるべきだと私は考えます。

そこで、以下の4点についてお尋ねをいたします。1点目、7つの公約の実行によって市民生活は向上したのか。菅総理は伸子夫人に、「あなたが総理になって何か変わったの」と言われたとかで話題になったようですが、7つの公約の実行によって市民生活は向上したのかどうか、市長の率直な感想をお聞きいたします。

2点目、選挙公約と市政運営の関係について、市政運営における選挙公約の役割はどうあるべきか。また、市政運営の最上位計画である総合計画と選挙公約の関係はどうあるべきか。あわせてお尋ねをいたします。

3点目、選挙公約のあり方について、選挙公約は具体的で事後検証がしやすいものがよいと私は考えますが、市長の考えはどうでしょうか。また、

次期市長選挙に当たって7つの公約をきちんとしたマニフェストにして市民に示す考えはないかお尋ねをいたします。

4点目は、低投票率の問題についてであります。最近の選挙における投票率の低下は、選挙の種類にかかわらず、過去最低を更新し続けております。選挙に携わる者の一人として大きな危機感を感じております。私は、世の中において現在の選挙制度ほど平等で公平なものはないと考えています。私も1票、市長も1票、大会社の社長も1票、20歳を過ぎた若者も1票であります。人類が長い間多くの血を流しながら手に入れ確立したシステムである現在の選挙において投票率が50%を切るということは、異常なことであると思えます。そこで、最近の低投票率に対しての市長のご所見をお伺いいたします。加えて低投票率を解消するにはどうすればよいか、あわせて市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2は、むつ市の財政運営についてであります。今定例会の初日の提案理由の中でむつ市の一般会計の累積赤字が赤字解消計画より1年先行して解消されることが決定的となったとの報告がなされました。大変喜ばしいことであります。これまでの市民の皆様のご理解とご協力、また市長初め職員皆様のご努力に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。私といたしましても、議員を志した出発点がむつ市の赤字解消、財政再建でありましたので、非常に感慨深いものがあります。

このような大きな成果にもかかわらず、市長は随分控え目な報告をしたなと私は感じております。私が思うに、恐らく市長は一般会計の累積赤字は解消できたが、まだまだむつ市の財政には多くの課題があり、今後の持続可能な財政運営のためのスタートラインについたにすぎないと思いがあからではないかと私なりの理解をしております。

そこでお尋ねをしますが、一般会計の累積赤字解消後の財政運営について。1点目、今後の財政運営はどうなるのか。方針の変更はあるのか。課題は何か。あわせてお尋ねをいたします。

2点目、電源立地地域対策交付金の使途について。これまでと同様の使い方をするのか。また、このたびの大震災、原発事故を受けて市民の見る目が変わってきているが、どのように対応していくのか。あわせてお尋ねをいたします。

質問の第3は、災害対策と危機管理についてであります。このたびの東北地方太平洋沖地震の揺れとその後の想像を絶する大津波により多くのまちが壊滅的な被害を受けました。その状況については、私から説明するまでもありません。また、その後起こった福島第一原子力発電所の事故は、今なお収束のめどすら立っていません。私は、このたびの原発事故に対してある言葉が思い浮かびました。それは、野獣の原則という言葉であります。これは、古代ローマの法律家たちが唱えた言葉なのでありますが、どういうことかということ、ライオンがおりから出れば責任は飼い主にある、不注意によっておりが開いたか地震でかぎが外れたかは関係ない、ライオンがどうもうであることは避けられないというものであります。私たちは、原子力が危険だということを忘れていたのかもしれない。

質問の1点目、自治体の長として大震災を目の当たりにして率直な思いはどうか。また、何をしなくてはならないか、何ができると考えたか、あわせてお尋ねをいたします。

2点目は、原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議についてであります。この会議を呼びかけるに至った経緯について。また、この会議の目的、性格、行動内容について。加えて県の原子力安全対策検証委員会やこれまでの類似団体との違いは何か。あわせてお聞きをいたします。

3点目は、災害弱者対策についてであります。今定例会の初日の行政報告の中で市長が話をした大畑地区の災害弱者の件においても同様に、災害時に避難支援できるかは地域の助け合いにかかっています。防災と福祉の連携による災害弱者の支援体制をつくって地域を下支えしなくてはなりません。むつ市においては、ことしの1月13日にむつ市災害時要援護者避難支援全体計画を策定し、このたびの東日本大震災を受け、見直しをし、6月2日に改定をしております。そこで、この計画の概要と自主防災組織の必要性についてあわせてお尋ねをいたします。

質問の第4は、地上デジタル放送完全移行についてであります。7月24日に予定されている地上デジタル放送の完全移行まで40日を切りました。最近では、告知のためのCMの本数が大幅に増加しており、テレビ画面は国策遂行のための宣伝で埋め尽くされています。これを見ると、大宣伝が必要なほど一般家庭の地デジ化は進んでいないのではないかと感じてしまいます。

総務省の発表によると、未対応世帯は昨年末で293万世帯、4月末には77万世帯にまで減ったと言われております。数字だけを見れば着実に進んでいるように思われますが、私には現実とかけ離れた信憑性の低い数字であると感じられます。むつ市においても7月24日には多くの地デジ難民が発生するのではないかと心配をしております。

そこでお尋ねをいたします。1点目、むつ市の現況について、移行率はどのくらいかお聞きいたします。

2点目、これまでの対応、対策について、難視聴地域対策は終わっているか。チューナー配布事業は完了しているのか。高齢者世帯への対応はどうなっているのか。あわせてお聞きいたします。

3点目、完全移行は可能なのか。7月24日以降には、テレビを見ることができない地デジ難民が

大量に発生するおそれがあるが、それでも完全移行しなければならないのか。市長の考えをお伺いいたします。また、7月24日以降のむつ市としての対応はどのようになるのかお聞きをいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村正志議員のご質問にお答えいたします。

まず、市政運営と選挙公約についての第1点目、7つの公約の実行によって市民生活は向上したかとのことご質問であります。私が進めてまいりました各種施策がどのように市民生活の向上に影響を与えたかということをはかる数値的なものは持ち合わせておりませんが、学校建設による教育環境の充実、緊急雇用対策、1次産業の振興や地元企業のエネルギー関連事業への参入促進に対する取り組み、光ファイバー網の整備によるIT環境の充実、妊婦委託検診の充実や大畑消防署建設による安全安心の確保等々、市民生活の向上を願いつつ、7つの公約を具現化し、市政万般にわたり施策を講じてきた成果が相応に出ているものと思っております。また、財政的な部分では、赤字解消を一刻でも早く達成すべく施策の選択と集中を徹底し、優先的に取り組まなければならない事業を見きわめつつ、市民の皆様のご理解のもと、最少の経費で最大の効果を上げることができたものと考えておりますし、その結果として計画より1年早く赤字解消できることが確実にになりましたことも、財政基盤の強化という点で市民生活の向上に大きく貢献するものと自己評価しております。

しかしながら、成果が可視化あるいは客観的に数値化できない性質のものもありますことから、市民の皆様がどのように評価されるかはそれぞれ異なるでありましようが、大事なことは私が行っ

てきた仕事を丁寧な説明により理解をしていただく努力をしていくことだと考えております。

次に、選挙公約と市政運営の関係についてであります。一般論として選挙公約をもって市民の負託を受けた市長は、直接的な部分で民意を反映していると言えます。また、市政の最上位計画であります総合計画は、素案作成は市で行うものの、市民からの意見募集の実施や議員初め市内の各種団体の代表者などから成る諮問機関のむつ市総合開発審議会からの答申を経て、さらに議会の議決もいただくなど、十分に民意は反映されているものと認識しております。

市政運営においては、選挙公約にそぐわない施策を展開することは市民を裏切ることになり、許されるものではなく、市の最上位計画である総合計画と相矛盾するような施策もまた受け入れられるものではありませんので、市政のかじとり役である市長としてはどちらも重要であり、そして尊重しながら取り組んでいくべきと考えております。

次に、選挙公約のあり方についてであります。議員ご指摘の事後検証しやすい公約ということについても、今後研究を重ねてまいります。公共の福祉の増進といった行政の守備範囲が広範多岐にわたる中で、施策の性質上、長期間の経過を経て初めて評価できるものがあることも事実であります。それを含めて各施策の構築に当たっては、成果指標等をどうするかといった目線を持たねばなりませんし、公約そのものをわかりやすくする努力も肝要であります。

選挙公約、いわゆるマニフェストは、目指す目標と基本政策、喫緊の重要争点を体系的にあらわすなど、選挙における立候補者の考えや姿勢を選挙人に伝える一つの手段となっておりますが、それが選挙人に十分伝わるように簡潔で明瞭であること、他の立候補者と考え方や取り組み方法の違

いなどがわかりやすいものであることなどが重要であると考えております。

私の今後の市政にかかわる考えについては、今年度の一般施政方針でネクスト50へのさらなる飛躍、市民協働参画の社会づくり、持続可能な財政運営の3つをその基本方針として掲げ、私の強い思いを述べさせていただきました。

ネクスト50へのさらなる飛躍は、1次産業の振興を初め、教育、スポーツ、医療、福祉、子育て支援、歴史文化、中心市街地活性化等の各分野について、ハード、ソフト、両面からの基盤整備に計画的に取り組み、雇用の拡大を図り、安心して暮らせる元気なむつ市の構築と、広報広聴機能の充実により市民生活の満足度の向上を目指すもので、これまでの公約の各種施策等をさらに充実、進化させながら取り組んでいくものであります。

また、同様に市民協働参画の社会づくりは、「まちづくりの主役は市民」という項目を、そして持続可能な財政運営は、「最少の経費で最大の効果を」という項目を継承、発展させ、各種施策にさらなる肉づけを図り、むつ市の次の飛躍へつなげてまいりたいという考えに立っているものであります。

議員からご提示のありましたきちんとしたマニフェストがどういうものか、それぞれのイメージがあろうかと思いますが、市民にわかりやすい形でご提示していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、低投票率の問題についてであります。投票率の低下は、国政選挙に限らず地方選挙を含めての傾向であり、統一地方選挙における都道府県議会議員及び知事選挙の投票率は、昭和26年の約82%をピークに、また市区町村議会議員及び首長選挙も同じく昭和26年の90%台をピークに下降し続け、本年にはともに40%台から50%前半まで落ち込んでおります。投票時間を延長したり、期日

前投票の要件を緩和するなど、投票しやすい環境を整えてきたにもかかわらず、投票率の下降に歯どめがかからないのは、やはり政治への無関心の蔓延によるものであり、それはとりもなおさず政治が信頼を失っている結果にほかならないものと憂いを抱くものであります。特に若い世代の政治離れが言われて久しいわけではありますが、将来を担う若者が現代社会の問題を論じ合い、政治行政を身近なものとして感じてもらうことは日本の将来にとって非常に大切なことであります。我々政治家としては、市民と語らう場を設け、活動をわかりやすいように広報し、政治や行政に関心を持っていただく努力をすること、また行政サイドとしては市民協働参画を推し進め、市民が自らまちづくりに参加する機運を地道に醸成していくことが望まれるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の財政運営につきましてお答えをいたします。中村議員のご質問にお答えする前に、今定例会の冒頭、提案理由のご説明の中でも申し述べましたが、当市はさかのぼること平成10年度の決算において赤字団体となったことから、翌年度に赤字解消計画を策定し、その後平成17年の市町村合併を機に見直しを行い、これまで計画の達成に向けて鋭意取り組んでまいったところであります。このたび平成22年度決算において約4億円の決算剰余金が生じる見通しとなり、計画より1年先行しての赤字解消の達成が確定的となりました。これもひとえに市民の皆様及び議員各位のこれまでの温かいご支援、ご協力のたまものであり、改めて心から感謝申し上げる次第であります。

具体的に財政運営についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目は、一般会計累積赤字解消後の財政運営についてのお尋ねであります。ご質問の趣旨は、今後はこれまでと違った財政運営になるのか、方針の変更はあるのか、今後の財

政運営の方針はどうか、また課題は何かとのことではありますが、平成22年度決算において累積赤字が解消され、黒字に転じる見込みになったとはいえ、議員ご承知のとおり今後経営健全化計画に基づく一部事務組合下北医療センター3診療所の抱える不良債務の解消、平成34年度までの債務負担行為を設定しておりますむつ総合病院への負担金の支出、脇野沢地区の不法投棄廃棄物の撤去等多額の財政負担を求められる行政課題が山積していることに加え、平成27年度から始まる地方交付税の段階的減少等が見込まれますことから、将来にわたりましては手放しで安心できる状況にはないものと考えております。

また、一方では、このたびの大震災のように不測の事態が生じることをも想定し、市民皆様の安心安全を担保するための備え等にも十分配慮しなければなりませんし、さらには加速度的に進みつつある少子高齢化社会においてもしっかりと対応できるような財政基盤を確立していかなければなりません。今後におきましては、決して赤字団体には転落しないという強い覚悟を持って中長期的な財政見通しを策定するとともに、内部経費の節減や歳入の確保について可能な限りの財源対策を講じることにより、安定的かつ持続可能な財政運営の推進を第一義としながら、これまで以上に堅実な財政運営を行っていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目は、電源立地地域対策交付金の使途についてのお尋ねであります。まず、これまでと同様の使い方をするのかとご質問についてであります。これまででは一般会計の累積赤字解消を優先とした財源対策のために、交付の対象となり得る施設の維持管理費や運営費等のソフト事業へ重点的に充当しておりましたが、おおむね計画的に赤字解消が図られてきたこともあ

り、平成21年度からは市民の健康と保健予防対策を促進することを目的に、がん検診の委託事業を初め、平成22年度にはインフルエンザ予防接種助成事業を、さらに今年度は三種混合、麻疹風疹混合や子宮頸がん等ワクチン予防接種助成事業を加えてその内容を充実させ、市民の皆様がじかに交付金のメリットを享受できるよう機会の拡大に努めてきたところであります。今後も有効的な活用を図るため、市民の皆様のさまざまなご要望等におこたえできるよう、地域振興に積極的な役割を果たす事業等に向けて活用の幅を広げる努力をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、このたびの大震災を受けて交付金の使途について、市民の見る目が変わってきているが、どのように対応していくのかとご質問についてであります。今定例会に提案いたしました平成23年度むつ市一般会計補正予算において、市の防災体制の強化及び災害時の備えの一環として、本庁舎及び各分庁舎に防災倉庫及び発電機等の防災関連備品を設置するための購入費を計上したところであります。現在これらの経費に対しまして、交付金充当の可能性について国・県と協議を行っているところでありますが、既に他の自治体において活用事例がありますことから、同様の対応をとっていただけるよう強く要望してまいりたいと考えておりますし、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりのため、この交付金を活用してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、防災対策と危機管理についてお答えいたします。ご質問の第1点目、東北地方太平洋沖地震についてであります。まず、自治体の長として大震災を目の当たりにしての率直な思いについてであります。震災直後に真っ先に考えたことは、当然のことながら、市民の生命を守るために、ただちに市や自分が何をすべきかということとし

た。被害調査を進める中で、当市では水産関連施設などに被害はあったものの、人的な被害はなく、県南地域から福島県沿岸までの地域に比較して被害が少なかったことが確認され、多少の心の余裕ができたことも事実であります。

地震翌日には停電等も解消されましたが、寒くて暗い一夜を自宅で不安なまま過ごした多くの方々や、不便な避難所生活を強いられた市民の皆様のことを考え、これから取り組まなければならない課題が多くあると感じるとともに、震災により家族や家を失った方々の状況や声をメディアで見聞きするたびに余りの悲惨さに声もなく、このような場合、市として何か支援できることはないか、どのような方法で支援ができるのかを考えました。あすは我が身という言葉がありますが、前向きに考えるならば、今回の大震災は防災体制を見直す機会を与えてくれたものと思っております。

次に、何をしなくてはならないか、何ができると考えたかについてであります。このたびの大震災でまず考えたのは、当市がこのような大災害に見舞われた場合、現在の防災体制でよいのか、根本的な見直しが必要ではないかということであり、各部署による検証を踏まえ、日ごろからの備えの重要性を再認識し、食料、水、日用品や設備品等の備蓄を急ぐための予算措置を講じたところであります。

当市でさらに早急に取り組むべきことは、今回の大震災を教訓として総合的な地域防災力を高めることであり、今後原子力防災を含め、あらゆる災害への防災体制の確立のため、消防団員の確保、自主防災組織の育成や災害時要援護者の支援、避難所や避難方法の見直し等であり、これらに対応するための各種施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、原子力発電所関係市町村長会議についてであります。この会議を開催

する発端となったのは、郡内のある首長さんから、福島第一原子力発電所事故の状況を踏まえ、関係自治体の連携した取り組みが必要ではないかのご提案を受け、下北郡の4町村長、上北郡の横浜町長と六ヶ所村長に呼びかけて、去る6月6日に初会合を開いたものであります。

会議の目的は、このたびの福島第一原子力発電所事故においては避難区域や計画的避難区域、緊急時避難準備区域がこれまでの防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、いわゆるE P Zである発電所から半径10キロメートルを超えて設定されたことを踏まえ、今後予想される国の安全基準やE P Zの拡大を見据え、下北郡と横浜町、六ヶ所村を含めた関係市町村で連携して避難道路や避難所、避難方法等の住民の安全を守るための方策を協議、研究していくことでありまして、担当課長等をメンバーとする検討会を開催し、その検討結果に基づき市町村長で協議し、必要に応じて国等の関係機関に要望していくこととしております。

なお、県の原子力安全対策検証委員会や類似の団体との違いについては、この会議はあくまでも今後のE P Zの範囲拡大を想定して今後の住民の避難対策等を広域で研究していこうというものですので、他の組織とは内容が異なるものと考えております。

次に、ご質問の第3点目、災害弱者対策についてであります。まず、むつ市災害時要援護者避難支援全体計画の概要についてであります。災害が発生した場合には、高齢者や障害をお持ちの方などの災害時要援護者は必要な情報が得られにくく、避難対応がおくれたり、自力避難が困難となることが想定され、結果として大きな被害を受ける可能性が高くなることから、国の災害時要援護者の避難支援ガイドライン及び市の地域防災計画に基づき、平成23年1月にむつ市災害時要援護者避難支援全体計画を作成いたしました。この全体

計画は、要援護者の避難支援対策について、災害時に自らの身は自らで守る自助、地域住民等による支援、共助、さらには行政支援等の公助を3本柱として、要援護者を適切に避難させるため基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであります。

具体的な内容を申し上げますと、対象となる災害時要援護者にご自分の情報や災害時に受けたい支援などをあらかじめ台帳に登録していただき、要援護者一人一人の避難支援プランを作成し、その情報を市で管理いたします。さらに、平常時から個々の避難支援プランを防災機関や自主防災組織、町内会、民生委員などの支援者へ情報提供することにより、日ごろからの見守りや災害時における情報の伝達、安否の確認、さらにはその後の対応が迅速かつ的確に行えるようにするための指針となるものであります。今後も実効性のある計画となるよう精度の高い情報共有に努めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、自主防災組織の必要性についてであります。平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、倒壊した建物等の下敷きになり、救助された住民のうち95%以上が家族や近隣の住民、あるいは通りかかった人に救助されたというデータがあります。これは、災害初期においては道路の寸断等により防災機関が救助に向かうために時間を要するため、地域の助け合いがいかに重要であることを示したものであります。阪神・淡路大震災を契機として、自分の地域は自分たちが守るための自主防災組織の結成が全国的に広まりを見せましたが、本市においては川内地区を中心に婦人防火クラブが結成されているものの、住民全体が参加している自主防災組織はいまだ結成されておられません。

むつ市議会第206回定例会での中村議員のご質問にもお答えしておりますように、災害時におけ

る高齢者等の避難支援には消防団員や地区の民生委員等の協力を得ながら、地域住民による自主防災組織の働きが大きな力となることから、今後自主防災組織の必要性について町内会等へご説明し、ご理解いただきながら組織の立ち上げ、そしてその拡大へとつなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

次に、地上デジタル放送完全移行についてのご質問については、担当より答弁いたします。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 地上デジタル放送完全移行について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、むつ市の現況についてでございます。残すところおよそ1カ月でアナログ放送から地上デジタル放送への完全移行が行われます。市では、平成20年からデジタル放送への対応として受信状況の調査のほか、関係機関へ情報提供をお願いしながら市内の難視地域の把握と、その対策を行ってきたところでございます。

現在難視地域として指定を受けておりますのは、むつ地区が2カ所、川内地区が4カ所、大畑地区が8カ所、脇野沢地区が1カ所の計15カ所となっております。このうち中継局設置によりまして解消を図ることとしているのが脇野沢地区の1カ所、共聴施設設置により対応することとしているのが川内地区4カ所、大畑地区4カ所の計8カ所、高性能アンテナ設置によるものがむつ地区2カ所、大畑地区4カ所の計6カ所となっております。

各家庭における地上デジタル放送の対応状況につきましては、青森県テレビ受診者支援センターデジサポ青森が市内2,500軒余りを対象に調査を行った結果、デジタル化へ移行が済んでいるのは約94%となっております。

次に、これまでの難視対策に係る市の対応状況

についてであります。共聴施設設置を予定しております市内8カ所、川内地区の4カ所、大畑地区の4カ所でございますが、この地区で住民説明会または戸別訪問を行い工事を進めておりますが、7月24日までに完了するのは大畑薬研地区、川内上小倉平地区、川内銀杏木地区の3カ所でありまして、それ以外の5カ所、川内の安部城地区、川内の石倉地区、大畑の赤川地区、大畑の木野部地区、大畑の佐助川地区、この5カ所では難視地域の指定がされましたことによりまして、7月24日までの完了が見込めないことから、衛星放送で暫定的に地上波を視聴させる取り組みを行っております。この5カ所の共聴施設設置完了につきましては、今年度中を予定しております。

また、生活保護世帯、障害者世帯でNHKの受診料免除世帯については、国のチューナー支援センターが無料でチューナーを設置することとしており、現在まで申し込み件数1,119件に対しまして925件、82.6%が対応済みとなっておりますが、残りにつきましては7月24日までに対応する予定であると伺っております。また、非課税世帯へのチューナー支援についても28件の対応を行っております。

高齢者世帯への対応といたしましては、昨年から各地区において説明会を開催するとともに、民生委員や行政連絡員の皆様にもご協力をいただき、高齢者世帯への周知等をお願いしております。これまで市政だよりを初めホームページ等で広報しており、7月10日号の市政だよりでは、アナログ放送の終了と各種支援についてお知らせするとともに、デジサポ青森が6月27日から8月26日まで本庁舎内に臨時相談窓口を設置して、地デジに関する各種問い合わせに対応することとしております。

次に、完全移行は可能なのかということについてでございますが、国の施策である地上デジタル

放送への完全移行は、国、事業者、自治体とそれぞれの責務において進められてきておりまして、7月24日まで移行が終わるよう最大限の努力をしているところでございますが、先ほど申し上げましたように、難視地域において完全移行ができない地区などが発生しております。

国では、東日本大震災で大きな被害を受けました岩手、宮城、福島を3県を除く44都道府県において7月24日にはアナログ放送を停止し、地上デジタル放送へ移行することとしておりますが、それまでに難視地域において対策が間に合わないといったところが、むつ市も含め全国的には少なくないということであり、それらの地区に対しましては、むつ市での対応と同様、暫定措置といたしまして、衛星放送でカバーするという手法をとっているところでございます。

デジタル放送移行後は、本庁舎内に開設されるデジサポ青森の臨時相談窓口と連携し、地デジが見えないという方からの相談に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） ポイントを絞って再質問をさせていただきますと思います。

最初に、地上デジタル放送完全移行についてでございますが、答弁によりまして、市内の2,500軒を対象にした調査では約94%ということで、意外に高いなというふうな感じを受けておりますが、この2,500軒の中に高齢者だけの世帯でありますとか、経済的に困窮している世帯がどれくらい含まれていたのか、ちょっとこの調査だけでは私としては大変疑問でございます。

現状におきまして、生活に占めるテレビの重要性は非常に大きいと思っておりますし、高齢者の中にはその楽しみの大半をテレビが占めている場合もございます。情報や社会とのつながりもテレビが果

たしている役割が非常に大きいと言えらると思ひます。そんな高齢者が7月24日以降テレビがもしも見られなくなるとしたら、それこそ大きな問題だと思ひのです。恐らくこのチューナー配布事業にしても、申し出がなされないと行われぬ事業でありますし、高齢者だけの世帯での地デジ化の移行率は、この数字よりももっとも低いものだらうと思ひのです。にもかかわらず、こんな状態の中においても、私が不思議でしようがないのが、どの自治体の長も完全移行への延期の声を上げないというの、本当に私は疑問を感じております。このような状況を考へて、市長のお考へをお聞きしたいと思ひます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私自身も、アナログから地上デジタル、これ何で必要なのかなと、こういうふうな思ひを一時期持ちました。そして、地デジのテレビを見ますと、これまで考へられなかつたきょうの天気から、そしてニュースから、さまざまなインタラクティブな、双方向というのですか、双方向的なアンケートに答えるだとか、そういうふうな、ちょっとこれまでと違つた世界が広がつたわけでございます。そういうふうな部分のPR不足というふうなことは否めないのではないかなと、こういうふうな思ひをいたします。

地デジ放送にすることによってさまざまな情報が広がってくる、そして内容も濃くなってくる。そしてまた、最近では何かインターネットとつながるものが出てきているというふうな話を聞いております。そうすることによって、個室でインターネットをさまざま見ている家庭が、今度は居間でインターネットを見ながらさまざまな情報を取得していくと。本当に世の中がまさしく急展開、激変するというふうな、そんな思ひをいたしました。

その部分で内容を見まして、これはやはりこう

いうふうな形で移行するのは、当然今アナログの部分の放送の周波数がどうだとかこうだとかよく聞きました。そういうふうなところで、もっともこの情報量をふやすというふうなことで移行ということでは私は認識をいたし、移行して、今中村議員お話しのように、しっかりと難民の出ないような体制をとつてサポートをしていく必要があるだらうと。そういうふうな思ひに至り、難視聴の部分には、常々そのデジサポ青森のほうからの説明を受け、また町内会長さんの行政連絡員会議だつたでしょうか、その部分ではデジサポ青森のほうからご説明を受ける場面だとか、そしてまた難聴の地域、そこの部分においては職員、そしてまたデジサポ青森の、総務省から派遣されておりますので、そちらのほうに派遣を命じ、さまざまなサポートをするようにと。楽しみであるその情報、それをしっかりと24日以降も確保できるように相務めているというふうなところでご理解をいただきたいと、このように思ひます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 市長の考へはわかりましたが、高齢者またはチューナー配布事業には含まれない経済的に困窮している方々は、7月24日以降も非常に現状では難しいのではないかなと思ひますので、それに対する手当て等を国に対してぜひとも市長のほうから声を上げていただきたいと思ひますし、デジサポ青森のほうが市内にもできて一緒に行動するようでありますので、特にこの人たちの部分への調査あるいはサポートをそれぞれ本当にお願いしたいと思ひます。

次に、災害対策と危機管理についてであります。最初に原子力発電所関係市町村長会議について再度お聞きしたいと思ひのですが、るる説明がございました。これは、協議、研究して、まとまったら国へも要望するというふうな形で進められていくということではあります。そうであるな

らば、具体的にこの会議はどういう成果を最終的には上げたいと思っているのか、その到達地点について現時点ではどう考えているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 6月16日に第1回目、その市町村連絡会議、これを開催いたしました。まず、避難道路の早期整備、それから避難経路の検討整備、それからEPZ範囲の検討、オフサイトセンターの連携、避難者の把握検討、学校教育と、そういうふうなこと、それから農水産物、それは家畜もひっくるめました形、そしてまた汚染された場合の土壌だとか、そういうふうなものに対応することだとか、さまざま今想定されることを各市町村から持ち寄って1回目の会議を開きました。今後それを深めていき、そしてまたほかの関係機関、さまざま想定される関係機関との協議を深め、それを集約をしていって、国、そしてまた事業者側、そういうふうなものへの要望、要求活動と、こういうふうなものになってくるものと期待をしておるところであります。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） そうしますと、例えば東通原子力発電所の再開に対してなど、この会議自体がその態度を示すようなことはあるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員は、原子力行政全般にわたってというふうなことの部分になるのかと思いますけれども、東通原子力発電所の再開、今定期点検中であります。これらもひっくるめまして、その市町村長会議では合意のうえ共同声明、コメントを出したわけでございます。「福島原発事故の一刻も早い収束を願いながら、国の責任のもと、新しい知見を踏まえた徹底した安全対策を実施することを第一義として、我が国のエネルギーの安定供給や地球温暖化防止の観点からも原子

力政策については着実に進めていくことを求める」と前提がございます。その前提のもとで、その東北電力東通原子力発電所1号機の定期点検が今進んでおるようでございますので、国の責任のもと、新しい知見を踏まえた徹底した安全対策を実施することを第一義としてというふうな前提のもとで、当然それは進められるものと、このように考えておるところでございます。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 次に、災害弱者対策についてであります。このたびの大震災は、地域に暮らす要援護者を日ごろから把握するということの重要性を改めて再認識させたと思っております。そういう意味では、今むつ市が進めようとしております要援護者避難支援全体計画は、まさに今進めるチャンスだと思います。ぜひともこれを確実に進めたいと思います。その中でも一番大事なのが、答弁の中でもありましたが、情報を平時より支援者内で共有することです。このたびの震災では、このような計画がありながらも、この情報が共有されないでうまくいかなかった自治体もあるようでございます。むつ市といたしましては、答弁にあったとおり、平時から支援者内で本当にこの情報を共有することができるのか、またそれはどういうふうな形でなされるのか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） この要援護者の方々にご自分の情報、そしてまた災害時に受けたい支援、そういうふうなものをまず台帳に登録していただくというふうな形。しかしながら、この部分は民生委員の方々、消防団の方々、非常に個人情報保護の部分、こういうふうなところもありました。その部分は条例を改正してこういうふうな形に進めました。これもさまざまな訓練の中でシミュレーションを組んで実施して、本当に災害弱者の方々

に対してのしっかりとした対応をとっていきたいと、このように思うところであります。

その部分で消防団の幹部でもあります中村議員からもさまざまな部分でのご意見、ご提言等を承りながら、消防団の連携、そして各地域とのコミュニティの構成、そういうふうなところをしっかりと取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） それでは、最後に市政運営と選挙公約についてお聞きをしてみたいと思いますが、ただいまの答弁にもありましたが、投票環境の整備は進んでいるわけです。にもかかわらず投票率が低下し続ける現状、本当に大きな危機感を持っております。政治に携わる私たちは、市民に必要なとされているのだろうかという疑問にも思っています。

先ほど市長も話しておりましたが、大きな原因の一つは、やはり政治に携わる私たちにあるのだらうと思っております。私たちがもっともっと市民に関心を持ってもらえるよう努力すべきなのだらうと思っております。

現在むつ市は、市民協働参画による市政運営を目指しております。投票に行かない人が多くなりつつある今、市政への関心が薄れつつある現状では、この目標を達成するのは非常に極めて困難ではないかなと感じております。やはり市民協働参画の第一歩は投票率の向上にあるのではないかなというふうに思いますし、その一つの方法が壇上で述べましたマニフェスト型の選挙公約にあると私は思っております。

そこで、再度投票率の向上のためのマニフェスト型の選挙公約について市長の考えをお聞きをしたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 投票率が低くなるというふ

うなことについての中村議員の疑問に思うようなところ、この部分は私も同じような思いで政治家として身を律し、そしてわかりやすい言葉で市民の皆様方にお伝えをすること、これが大切であろうと、このように思います。つまりこれまで取り組んできた例えば財政公表にしても、わかりやすく、そしてまたビジュアルな感じ、そういうふうな形で市民の皆様方にお伝えをすることによって行政用語ではなくて、役所用語ではなくて、本当に身近な形の中で、日常会話の中でもお話ができるような形、よりわかりやすい説明、これが求められてきていると思います。それによって行政に対しての関心を惹起し、そしてまた政治家に対しての関心、こういうふうなことが投票率の向上につながってくるものだと、こういうふうな取り組みをいたしたところであります。

また、おでかけ市長室、二十数回にわたりました1,000人を超えたと思いますけれども、そういうふうな形で行政が自ら出向き、首長が自ら出向き、さまざまな地域に行ってお話を聞く。それによって、行政が市民と身近なものになる。そういうふうな役割を果たすこと、そういうふうなことによって市民協働参画、自らが市政にかかわっている、参画しているというふうな意識を持ってもらうこと、これが投票率の向上につながるものと。そして、市政への理解を深めること、そういうふうなことにならうと思って、この4年間相務めたところでございます。何とぞそういう意味でのご理解、そしてまた投票率向上に向けて、私自身も政治家として魅力のある政治家、そしてまた政治政策、これを打ち出していききたいと、このように思います。

ただ、マニフェストは余りにもマニフェスト教条主義的な形のものが今さまざまな形で見直しをされております。本当に数値を上げてやる部分、あると思います。しかしながら、そのマニフェス

トが実施されないことによって、さまざま今右往左往しております。それがまた一つの政治に対しての不信感、これが芽生えているというふうなこともこれは否定はできないと思いますので、公約とマニフェスト、そしてまた情緒的な部分というお話がございましたけれども、スローガンは情緒的なものになろうかと思っておりますけれども、そういうふうなところをうまくあんばいをした形の中での政策の展開と、それが市民の皆様方の投票率向上につながる、行政を身近なものにするというふうな役割を果たすものと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 25番。

○25番（中村正志） 時間ですので、まとめます。

今回の市長選挙は、どうやら選挙戦になりそうであります。市民の中には、数千万かかる選挙費用が無駄だと言う人もおるようではありますが、私は選挙戦が行われることは大変喜ばしいことだと思っております。市民に選択の機会すら与えられない都市がある中で、その機会が与えられるということは大変よいことだと思っております。だからこそ、このたびの市長選挙戦が市民のためによりよい市長選挙になりますことを期待して質問を終わりたいと思います。

○議長（富岡幸夫） これで、中村正志議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時11分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（富岡幸夫） 次は、横垣成年議員の登壇を

求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） むつ市議会第208回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁をよろしくをお願いいたします。

3.11大震災から3カ月が過ぎました。死者、行方不明者は約2万3,000人、避難者は8万3,000人以上となっております。被災地の復興は、まだ緒についたばかりの状況です。早期の復興を願うものであります。

先週15日、大企業、大資産家を優遇する所得税法改正案が衆議院財務金融委員会で可決をされました。日本共産党以外は、すべて賛成をいたしました。3.11の大震災で被災した方々のために多くの国民は、なけなしのお金を義援金に回しました。国家公務員給与の1割カットも検討されております。その一方、お金を余して困っている大企業や大資産家に、ここに至ってもなお税金をまけるという改正案であります。国民目線からいうと、「何を考えているんだ、ふざけるんじゃない、こんなばかな法案をだれが出した」と怒りを呼ぶほどのものであり、とても可決できる改正案ではありません。しかし、日本共産党以外はすべて賛成をいたしました。ここに国民からかけ離れたものに国会議員がなっているということ、逆に言うと、国民からかけ離れた方々を国会議員として国民が選んでいるという事実を痛感せざるを得ません。

戦後長きにわたる自民党政治によって、日本は民主的な憲法があるにもかかわらず、戦前と同じ物が言えない国となりつつあります。国鉄を民営化するときには、仕事も組合も一生懸命やったまじめな方ほど首にされました。形だけの御用組合は優遇されました。日本航空も、今仕事も組合も一生懸命やっていたまじめな方が多く首にされました。ベテランの機長さんであっても首にされま

した。ここも形だけの御用組合は優遇され、会社によって厚く保護をされました。

日本の職場では、まじめな組合をつくったり、職場改善のために会社に物を言うと地方に飛ばされたり退職に追い込まれるのが当たり前という状況になっております。東京電力もしかりであり、職場で物が言えない、しかも思想、信条の差別という点では世界一とも言われております。つまり悪貨が良貨を駆逐するように、日本の職場の民主主義は形だけの御用組合がほとんどとなり、大方破壊をされてしまったのであります。

3.11の震災復興や福島第一原子力発電所事故を受けた原発政策の見直しも国民からかけ離れたところで話し合わせ、国民の意見を聞かずに決められていくものなら、民主主義と相入れないもの、強権的な中央集権国家、独裁国家復活というものであります。しかしながら、強権的な中央集権国家は自民党型の政党の悲願であります。職場での民主主義追い出しに大方成功した日本は、政治での民主主義追い出しに焦点を合わせております。

合併をどんどん進め、議員をどんどん減らし、小選挙区をふやし、議会制民主主義を形骸化し、住民の声が届かない体制、道州制へ、そして強権的な中央集権国家へ邁進する日本、震災復興を口実に自民党型の政党の悲願が達成されるか、戦後培われた日本の民主主義がそれを押しつけるか、すべてこれからであります。

質問に入ります。質問の第1点目、むつ市職員の労働状況、残業や有給休暇取得状況等についてであります。3.11の大震災によって行政の役割、大切さが再認識されたのではないのでしょうか。行政の立ち直りの早さと機敏な動きが復興を進める大きなかぎとなりました。防災都市を目指さなければならない今、むつ市民の命を預かる市職員の労働状況が悪化しているとなれば大変であります。疲れがたまり、健康に不安を持っている職員

が多数となっているのであれば、市民を助けるどころではなくなります。むつ市は、職員の労働状況の改善や労働状況の適切な管理に努めるべきであります。むつ市職員の労働状況はどのようになっているのでしょうか。悪化しているのでしょうか、良好な状況となっているのでしょうか。

また、残業や有給休暇取得状況、3年間の状況です。それはどのようになっているのでしょうか。部署ごとにお示し願います。

そして、年度途中退職する職員の状況、これは5年間と、その退職理由は何でしょうか。

最後に、職員定数についてどのような考えを持っているのでしょうか、部署ごとに考えをお示し願います。

質問の2点目、椛山の産業廃棄物処分場計画についてであります。計画によると、事業者は札幌の第一環境株式会社、首都圏で発生する産廃を海上から大湊港を経て搬入、埋め立て面積16万平米、埋め立て容量は144万立米、取扱廃棄物は燃え殻、木くず、鉍滓、動物性残渣、動植物系固形不要物、廃油、タールピッチ類、汚泥、廃石綿、アスベストです。破碎済みの不燃ごみ、焼却不適ごみ及び13号廃棄物、集じん灰セメント固化物等ほかであります。埋め立て方法は、準好気性埋め立て、廃棄物と覆土を交互に施すサンドイッチ工法となっております。

私は、生まれ故郷である美しいむつ市が首都圏のごみ捨て場になるなどということは許すわけにはいきません。事業者は産廃と隣り合わせで暮らさなければならない住民をどのように考えているのでしょうか。むつ市民をごみと同じように考えているのでしょうか。同産廃場計画に対する市の考えはどのようになっているのでしょうか、お聞きをいたします。

同計画地は、過去にも計画され、今回2度目の計画であります。周辺住民は、もう二度と計画は

されないと安心しておりました。私自身もそうでありました。2月10日号の市政だよりの「産業廃棄物最終処分場設置に係る環境影響評価方法書の縦覧について」という記事を読み、目を疑いました。しかしながら、今回の計画が現実にあるということを確認するを得ませんでした。これでは二度あることは三度あるという例のように、周辺住民は安心して住むことができません。今後事業者は手を変え品を変え計画してくると考えるならば、同計画地が今後ごみ捨て場とならない施策を市は持つ必要があると思います。この点市はどのように考えているのかお聞きいたします。

質問の3点目、原子力に関する諸問題についてであります。まず、原子力発電と使用済み核燃料中間貯蔵施設に対する基本的な考え方についてです。私は、原発は縮小、そして廃炉の方向に進めるべきと考えております。市長は、福島第一原子力発電所の重大事故を受け、なおも今までと同じ推進の立場なのかどうかお聞きいたします。

次に、原子力災害についてであります。原子力災害対策は、今まで十分だったのでしょうか。不十分であれば、どの点が不十分だったのでしょうか。福島第一原子力発電所事故を想定した対策をとる考えはあるのでしょうか、お聞きをいたします。

質問の4点目、教科書検定についてであります。各教育委員会は、来年度から使用する中学校の教科書について8月までに決定することになっております。文部科学省は3月30日、侵略戦争を美化する歴史教科書、公民教科書を合格といたしました。私は、教育というものは大人の偏見を押しつけるものではなく、子供の能力が十二分に発揮できるものでなくてはならないと思います。日本の固有の文化を強調し過ぎて国際的に孤立を生み出すようなものを教育するということは、断じてあってはならないと思います。これからは、情報、

交通網の発展により、ますます国際間の交流が盛んになり、国際色豊かな時代となります。教科書採択までの流れ、また採択に当たっての基準、そしてむつ市教育委員会の教科書採択に当たってのお考えをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

市職員の労働状況につきましては、担当よりご説明いたします。

次に、椋山の産廃場計画についてのご質問の第1点目、同計画に対する市の考えについてであります。このたびの第一環境株式会社によります産業廃棄物最終処分場建設計画については、不明確な部分が多く、青森県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書の記載についての不備、不十分な点が散見しており、当市の豊かな自然環境を次世代へ確実に引き継ぐという我々の世代が負わなくてはならない義務を着実に果たしたいとの思いから、反対の姿勢を表明したところであります。

また、同計画について、去る5月31日に美しい下北をごみの灰から守る会を中心とした住民代表の方々から建設計画反対の陳情をお受けしたところであります。

なお、第一環境株式会社による産業廃棄物最終処分場建設計画の概要とこれまでの経緯につきましては、担当より説明いたします。

次に、ご質問の第2点目、同計画地が今後ごみ捨て場とならない施策についてであります。今後廃棄物処理法を初めとした関係法令を十分に研究することはもちろんであります。ただ反対という思いだけではおのずと限界が生じる結果となりますことから、技術的、法律的な見地から専門

家の助言をいただきながら、地域住民の皆様とともに施設の設置許可権限を持つ青森県に対しても機会あるごとに積極的に意見を述べてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、原子力に関する諸問題についてのご質問の第1点目、原子力、中間貯蔵施設に対する考え方については、担当から説明いたします。

次に、第2点目、原子力災害についてのご質問でございます。原子力災害対策は、今まで十分であったか、不十分であればどの点が不十分であったかのご質問でございますが、市では東通原子力発電所の事故を想定したむつ市地域防災計画原子力編を平成16年3月に作成し、予防対策、応急対策、復旧対策等について定めております。また、これに基づく原子力防災訓練として、平成17年度と平成20年度の2回にわたり東通原子力発電所から半径10キロメートル圏内にある集落の住民避難訓練や、原子力防災に係る講演会などを実施しております。昨年度も訓練を予定しておりましたが、強風により中止となったところであり、ことし10月に予定している訓練では、避難道路が使えなくなることを想定し、船を利用した避難訓練を取り入れる予定としております。

また、原子力や原子力災害に係る研修などに職員を派遣しているとともに、市民の皆様方にも原子力についての理解を深めていただくための施設見学会を行うなど、原子力災害についての対応は行ってきておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、福島第一原子力発電所事故を想定した対策をとる考えはあるかのご質問でございますが、住民の避難経路については災害の状況により複数の方法を考慮しておくことが大切なこととなります。市では、現在東北電力東通原子力発電所

において事故が発生し、住民避難が必要となった場合の避難道路として国道279号あるいは国道338号を想定しておりますが、10キロメートル圏内が避難区域に指定された場合には、両国道とも通行が規制されることも予想され、また津軽海峡に面した国道279号は地震、津波が発生した場合は通行ができなくなる可能性が高く、まさに陸の孤島となるおそれがあります。今後大間原子力発電所の稼働も予定されており、緊急に避難を要する場合、1本の道路だけでは避難住民が集中し、避難に支障を来すことが考えられますことから、市街地や集落内の避難道路の整備はもとより、幹線道路である国道279号及び国道338号の改良整備、下北半島縦貫道路の整備促進など、下北半島全体を考慮した複数の避難道路の確保について関係機関に強く要望してまいりたいと考えております。

また、万が一が下北半島が孤立した場合を考慮し、海路や空路による避難経路も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、4点目の教科書検定につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 横垣議員の教科書検定についてのご質問にお答えいたします。

平成20年3月の新学習指導要領の告示により来年度から中学校の教科の学習内容が全面改訂になりました。そのことにより、学校で教科の時間に使用する教科用図書、いわゆる教科書も全教科新しくなることとなります。教科書採択は、学校が使用する教科書を決定することであり、教科書は4年に1度採択されることとなります。教科書は、学校において使用義務が課せられた主たる教材であり、児童・生徒の教育を行ううえで極めて大切

であると認識しております。

さて、教科書採択までの流れにつきましては、大きく3つの段階の調査、審議を経て採択されることになります。第1段階は、教科書発行者により作成された教科書は、文部科学大臣に申請され、学習指導要領の趣旨に即しているか、内容に誤りはないかなど、検定審議会での審議、教科調査官による調査を経て教科書として適切か否か審議されて認定されることになります。

第2段階は、文部科学大臣の検定を経た教科書は都道府県の教育委員会に送付され、再度各教科ごとに調査研究、審議され、県教育委員会は独自に各教科書ごとに調査研究を実施した調査資料を作成することになります。最終段階は、青森県内9地区の教科書採択協議会による教科書の調査、審議を経て、最終的に学校で生徒が使用する教科書が決定することになります。

各地区の採択協議会は、教科書使用の前年度に市町村教育長、学識経験者、PTAなどの父母委員によって組織されます。下北むつ地区協議会の採択に関しては、青森県教育委員会の指導助言、調査資料、そしてむつ下北管内の全教職員による教科用図書報告書、さらには専門教科調査員による調査報告書、これら3点の資料をもとに採択協議会がむつ下北の生徒の教科学習に最も適した教科書を各教科ごとに1社を決定することになります。

教科書の採択の基準については、学習指導要領の目標、内容に照らして適切か、基本的事項について精選集約されているか、地域の実態や個に応じて活用できる幅を持っているか、教育的な発展性と系統性に配慮しているか、表現が適切で生徒が理解しやすいようになっているかなどの内容、程度、配列、表現等について着眼点が文部科学省から明確に示されております。これらの基準に基づいて、教科書が生徒の学習に適切であるか検討

され、採択されることになります。

また、今回の採択に当たっては、大湊中学校、大間小学校の教科書センターで6月17日から7月6日まで教科書展示を実施しております。また、大湊中学校では7月4日から6日までの3日間を市民の方々のための閲覧期間としており、市政だよりでも開催を周知する予定であります。

教科書の採択に関しましては、教科書検定制度のもと、次代を担う子供たちの育成のために教育水準の維持、教育の機会均等等適正な教育内容の維持、教育の中立性が確保されているものと認識しております。教育委員会といたしましては、教科書採択に関しまして、従来から一貫して文部科学省、県教育委員会、教職員、保護者等の意見をしんしゃくし、総合的並びに公平かつ公正な立場で子供たちのために有益な教科書を採択していくことが重要であると認識しておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 市長答弁に補足説明させていただきます。

市職員の労働状況についてのご質問にお答えいたします。残業や有給休暇取得状況等についてのご質問の第1点目、市職員の労働状況はどうなっているのか、悪化しているのか、良好な状況となっているのかについてでございます。地方分権が進む中、ますます多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民生活に密着した事業を積極的に展開するとともに、市民とのパートナーシップによる行政運営を推進するためには、議員ご指摘のとおり、市職員のモチベーションと業務執行能力は高く維持されなければなりません。業務量の増と職員数の減という背反する命題は当市だけではなく、全国の自治体が共通して抱えている課題でございまして、それぞれの自治体がアウトソーシングや市民協働参画等の手法を取り入れながら乗り

越えようとしているところでございます。

当市におきましては、第4次行政改革による行政のスリム化、第5次行政改革での市民協働参画の取り組み、また組織面では昨年度の大規模な組織機構の見直し、そしてグループ制の導入等で職員の労働環境の改善を図ってきておりますので、単に労働状況が悪化しているか、良好な状況にあるかという二者択一の現状認識ではなく、日ごろから問題点を抽出し、その改善策を積み重ねることこそ重要であると考えております。

次に、ご質問の2点目、ここ3年間の部署ごとの残業や有給休暇取得状況はどうなっているかについてでございます。残業時間の推移は、平成20年度1万8,530時間、平成21年度2万4,090時間、平成22年度3万704時間となっております。平成22年度で職員1人当たりの残業時間が多かった部署は企画調整課、財政課、情報政策課、生活福祉課、税務課の順となっております。有給休暇の取得状況につきましては、平均消化日数が10日から13日で、ほぼ横ばいで推移しております。平成22年度で消化日数の少なかった部署は産業政策課、出納室、市民スポーツ課、財政課、秘書広聴課の順となっております。

次に、ご質問の3点目、ここ5年間の途中退職した職員の状況と、その理由についてでございますが、例年3月31日に定年退職もしくは勸奨退職される方を除いて、年度の途中で退職された職員数は平成18年度5名、平成19年度6名、平成20年度7名、平成21年度3名、平成22年度4名の合計25名となっております。その理由につきましては、死亡退職によるものが4名、懲戒免職によるものが1名、そのほかは一身上の理由となっており、一身上にどのような理由があるかまでは承知しておりません。退職前に病気休暇を取得していたことから、健康上の理由によるものと推測される方が数名おりますが、そのほかは個別の事情による

ものと推測するところでございます。

次に、ご質問の4点目、職員定数についてどのような考えを持っているかについてでございます。過重な勤務は、職員の健康や生活を犠牲にすることにもなりかねず、引いては不公平感やモチベーションの低下につながるおそれもありますことから、仕事と生活の調和が図られ、職員の意欲向上に資するよう適正な人員配置を算定すべく現在定員適正化計画の策定作業を継続しているところでございます。むつ市議会第204回定例会における一般質問において、定員適正化計画を平成22年度中に策定すると答弁しておりましたが、平成23年度当初の職員数も踏まえ、慎重に作業を進めているところでございます。なるべく早く策定したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

職員定数につきましても、定員適正化計画をもとに条例の見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、原子力に関する諸問題についてのご質問のうち、原子力、中間貯蔵施設に対する考え方についてお答えいたします。さきのむつ市議会第207回定例会において、東日本大震災発生後となります3月16日の一般質問で市長から、国にはしっかりとした制度の中で安全を第一義として、より安全性を高めながら原子力政策を進めていただきたい、市としてもこれまで以上に市民の安全確保に力を注いでまいりたいという趣旨の答弁がございました。

今回の東日本大震災では、東日本の太平洋沿岸部にある多くの原子力や火力による発電施設が被災等により停止し、いまだ十分な電力供給ができない状況となっております。このことは、国民生活や経済活動に大きな影を落としている現状であり、被災地の復興へも影響を及ぼしております。エネルギーの安定供給確保という我が国にとって

大変重要な課題に対しては、原子力の利用は欠かせないものと考えており、国の責任のもと、安全を第一義に進めていただきたいと思うものであります。

また、使用済燃料中間貯蔵施設については、今回の事故を契機に全国の原子力発電所内に多くの使用済燃料がたまり続けている現実も衆目を集めたことから、中間貯蔵施設の必要性も改めて認識されたものと思っております。市に建設が進められております中間貯蔵施設は、発電所で十分に冷やされ、発熱量の低い健全性が確認された燃料集合体を強固なキャスクに密閉して保管する施設であり、安全対策は施されていると考えておりますが、今回の事故の調査、検証等により新たな知見が見出された場合には、事業者によるその対応を確実に求めていく考えにありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） ご質問の2点目の関連でございますが、第一環境株式会社による産業廃棄物最終処分場建設計画に関する概要と経緯につきまして、市長答弁に補足をさせていただきます。

去る3月7日から4月6日の1カ月間にわたり青森県環境影響評価条例に基づき縦覧に供された環境影響評価方法書において示された同社の建設計画の概要につきましては、新たに早掛沼北側の椴山地区へ面積16万平方メートル、埋め立て容量144万立方メートルの管理型産業廃棄物最終処分場を建設し、供用開始後10年間にわたり、主として首都圏で発生する燃え殻、廃油、汚泥などの産業廃棄物を海上輸送により真砂埠頭に陸揚げし、大型車により1日当たり50台分程度の廃棄物を同計画地に搬入し、埋め立て処分を行うものとなっております。

次に、経緯についてでございますが、議員ご承知のとおり、この建設予定地はかつて民間の業者

による一般廃棄物の最終処分場の建設計画が持ち上がった場所と同一の場所となっております。当時市としては有害物質の流出や水質汚染の問題等周辺環境、地域産業に与える影響に対する懸念や地域住民による建設計画反対運動が起きているなどを理由に、建設計画に対しては一貫して反対の姿勢を堅持したところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 職員の状況について、まずお聞きしたいと思います。

まず、答弁によりますと、残業がかなりふえてきております。そういう意味では、私はこれは良好な状況にはなっていないというふうに判断するのであります。そこで、こういうふえている状況への対策、そして有給休暇が10日から13日の間で推移しているということで、この有給休暇をもっと取得率を高めるといふような点でこれから対策を打つ必要があるのではないかなというふうに思いますので、この残業と有給休暇の点で、再度これからどういう対策をとっていくのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 残業がふえているというようなことで、過去3年間の部分で見ますと、先ほど申しましたように、かなりふえております。その前の2年間ですけれども、平成18年度が2万2,500時間余り、平成19年度が1万9,430時間ぐらい、そして平成20年度、平成21年度、平成22年度というような形で推移しておりますけれども、平成22年度の場合は、東北地方太平洋沖地震の影響が大きいと言えます。この3月11日から13日にかけての対応が3,800時間の時間外勤務となっております。

また、平成21年度の場合は庁舎の移転、それから市制施行50周年、合併5周年関連の事業があり

ましたことから、その関係で約3,200時間の時間外勤務となっております。有給休暇等も十分とれるようなゆとりのある勤務というようなことでございます。具体的な取り組みの一つとしましては、グループ制の導入というのが1つあるかと思えます。課長裁量で、より柔軟な課内の人員配置体制をとれるようにしております。

また、グループ制の改正といたしまして、平成22年10月には課の軽微な業務に対する意思決定、それから事務処理の迅速化を図るとともに、課の均衡ある統率と重要案件等、判断、調整対応へのシフト強化のために課長専決権限のグループリーダーへの移譲を推進したところでございます。具体的には、例えばグループリーダーが時間外勤務命令を専決できることにしております。そのことによりまして、より業務実態に即した時間外勤務命令を出せるようになったと言えると思っております。

また、全庁的な視野で業務の立て込んでいる部署の把握をするため、午後8時を超す時間外勤務につきましては、総務課長に承認願を提出することとしておりまして、牽制機能も持たせております。

そういった取り組みの強化、充実することで時間外勤務を抑制して議員ご指摘のゆとりのある勤務を目指していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 他のほうでは、例えば年休取得日数を目標として掲げて有給休暇消化に努力しているだとか、年次有給休暇の計画的付与制度、これは労働基準法で認められている制度ですが、こういうのも活用しながら消化に努めているというところもありますので、ぜひこういうのも取り入れながら、労働条件の改善に努めてもらいたいと思えます。

それでは、産廃のほうに移りたいと思います。この計画地が、二度あることは三度あるということで壇上で申し上げましたが、やはりもっといろんな網をかけていったほうがいいかなというふうに思ひまして、今生物多様性保全活動促進法だとか、いろいろ今政府のほうで検討していて、その地域地域で市町村が計画をつくって、この地域を保全していただくか、そういうことができるというふうな法案が今できつつあるのですが、地域連携保全活動計画をつくるだとか、そういうのが今検討されておりますので、こういうものなんかもいろいろ駆使しながら、その地域に三たびこういうふうな計画が、今は2度目で、まだこれからどうなるかわかりませんが、今後のことも考えて、いろんな網を検討しておく必要があると思ひますが、この点については再度市のほうの考え方をお聞きしたいなというふうに思ひます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 横垣議員のご提案につきましては、産業廃棄物最終処分場の建設計画に対する今後の市としての取り組みに関する貴重なご意見として拝聴させていただきました。

ご提案の里地里山法、昨年12月に公布された地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律のことと思われませんが、同法においては市町村に対し、NPO法人や地域住民などのさまざまな団体等の連携による地域の環境保護活動や生活文化保全活動に積極的に関与し、活動計画の策定や団体間、国・県などの調整、連携を図り、情報提供や支援など中心的な役割を担い、その活動促進を図るよう努めることを求められております。同法に関しましては、国としては、ことし秋ごろの施行に向けて取り組んでいる状況にありますことから、これらの動向も含め、市としては注視してまいりたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 原子力に関する諸問題に移りたいと思います。

基本的に宮下市長は、原発を進めていくというふうな立場でありました。そこで、この原発に何かあれば大変な被害になるというのも、福島第一原子力発電所事故を受けて全国の皆さんが知るところとなりました。

そこで、6月19日の新聞報道によりますと、今もって事故が収束をしていない、放射能もまだ今もって出ているというふうな状況で、このアンケート調査によると、もう廃炉を進めてほしい、これが82%。不安を感じるというのが、以前は43%だったのが、今はもう94%と、ほとんどの人が原発に対しては不安を感じてしまっているというふうなほど、もう廃炉にしてほしいというふうな世論の流れになっております。ドイツもほとんどそういう方向、スイスも廃炉の方向と。国際的にも先進国はそういう方向に流れている。しかしながら、市長としてはまだそういう流れだけでも、推進という立場であるのかどうか。イエスカノーカだけでよろしいです。市長の考え方を再度お聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） イエスカノーカでくれるような、そういうふうな単純な問題ではありませんので、その部分についてはお答えできません。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 推進でも推進しないというのも判断つかないというのは、政治家としては非常に優柔不断だなというふうに思います。

さて、そこで次にお聞きしたいと思うのですが、アメリカではランチョセコという原子力発電所があったのですが、アメリカ大陸は西側は地震が多いのです、東側は地震がない。ところが、ランチョセコという原発は西側のほうにつくられてあっ

たので、こっちでは地震が起きるからということでもう早速閉鎖したそうです。そういう意味で、日本というのは地震がいっぱい起きる国なのに、国際的によく原発を怖がらないでいるなというふうに、逆に感心されているぐらい怖がらない国民だというふうに言う方、国際的にも言われているのですが、市長、そういう意味ではこの原発というのは日本の地震国にふさわしいエネルギー源だというふうに思っているか、これもイエスカノーカだけでよろしいです。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員には、逆に反論ではないのですが、イエスカノーカというふうなことだけで二者択一を迫るような部分のお尋ねというふうなのは、なかなかこれ答えることができない。優柔不断だと、こう言われましたけれども、これをイエスカノーカでとどめなさいということは、なかなかそこに至るまでの経緯というものもありますので、お話をさせていただければなと思いますけれども、だめだというふうなことではありますので、イエスカノーカというふうなお尋ねに答えることができるような簡単な問題ではありません。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） これについても明確な答弁がもらえなかったということです。

そこで、この放射能についてちょっと。市長は原発についてはかなり知識が深い方ですので、私が釈迦に説法というふうな形になるかもしれませんが。こういう「原子力ポケットブック」とかというのを見ますと、年間20ミリシーベルトまでは放射能を受けても何も影響ないよと、そういう書き方があります。一時的に50ミリシーベルトまでは許容されると。5年間で100ミリシーベルト以内であればいいというふうな形で、20ミリシーベルトまではいいというふうに書いてあるのです。

この放射能について、今地球は50億年ぐらいたっているのですが、自然に放射能はいっぱいあります。ところが、この原発で出た放射能というのは、自然の放射能とは異質なもののなのです。地球上に存在している放射能というのは、人類は何万年と経験していますから、もうなれている。ところが、原発から出た放射能というのは、同じ放射能でもなれていないのです。そういう意味で、原発から出た放射能というのは、私は絶対漏れてはいけなし、人間はそれを受けてはいけなし放射能だと私は認識しております。

同じアルファ、ベータ、ガンマの線でも、例えばクリプトンから出るだとか、放射性ヨウ素から出るだとかウランから出る、同じアルファ、ベータ、ガンマでも全然性質が違います。そういう意味では、同じ人間といってもみんな一人一人違うと同じように、アルファ線でも出る物質によって、それを発する物質によって全然違う。だから、この原発から出る放射能というのは人工で生み出した放射能ですから、人類がなれていない放射能なのです。だから、これを絶対浴びせてはいけなし。やっぱりそういう立場で、さっき言った防災対策というのもらなくてはいけなし私は思っております。そういう意味で、原発から出た放射能というのは絶対漏らしてはいけなし。しかも、それこそ若いお子さん方には、絶対これを浴びせてはいけなし。そういう立場で市長、防災対策をとるといふ考えにあるかどうか、これもイエスかノーかでよろしいです。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員に再度お話をしますが、イエスかノーかというふうなことで、私の答弁する権利まで封殺するというふうなことは、まさしく民主主義に対する冒瀆であるものと、私はこのように思いますけれども、防災対策をとるのかということに対しては、しっかりととります。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 時間が限られているので、そういう聞き方で申しわけない、これはちょっと我慢してもらいたいのですが。

さっき言ったように……

（不規則発言あり）

○議長（富岡幸夫） 静粛に願います。

○5番（横垣成年） ありがとうございます。

そういう意味で、この放射能というのは、人工でつくった放射能というのは絶対浴びせてはいけなしのです。やっぱりそういう立場で防災をきちんと対策をとる必要がある。こういうのをきちんと市長としては認識を強めてもらいたいと。

それで、市長はやっぱり原発を推進する立場だけれども、このウラン資源というのは、あと大体80年と言われています。80年エネルギーを確保するためにこの人類は、その廃棄物の処理に10万年ぐらい必要だということです、市長。この10万年というのはどういう単位か、認識をちょっとお聞きしたいのですけれども。

今から10万年前というと、ホモサピエンス、ちょうど四つ足から二足歩行したかしないか、そういう状況の人類であったのです、10万年ぐらい前は、15万年から10万年。やっと二足歩行で何とかやっているのですけれども。ところが、この原発の廃棄物を処理するには、これ10万年単位が必要なのです。たった70年の文化を築くために10万年それを管理しなくてはいけなし。これ人類が可能な管理の年月でしょうか。これも市長、可能か可能でないか、それちょっとイエスかノーかだけでよろしいです。わからなければわからないで。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） これもイエスかノーかで答えなさいということなのでしょうけれども、よくわかりません。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番(横垣成年)　そういう意味で、市長、わからないものを今我々は原発を利用している。管理できるかどうかわからないのに、今利用して廃棄物をどんどん出している。こういうものなのです、原発というのは。これがどんどん見直されて、やっぱりこれは大変だな、だからドイツはもう廃炉を決めて、もうこれ以上使用済燃料を出さないようにしよう。とりあえず今まで出したのは、仕方ないから、これは10万年つき合うしかないのですけれども、もう現にあるから。

例えばプルトニウムでも、半減期2万4,000年。今、日本にはプルトニウムが30トンあるのですが、これ半分に減るまで、2万4,000年。それこそ10万年単位になると、もう人類はもっと別な進化を遂げているかもしれないですよ。そのぐらい長い年月を管理しなくてははいけない。やっぱりこういうエネルギーに頼るといことは、大変私は危険なものだというふうに思います。市長は、そう思いませんか。これもイエスカノーかでよろしいです。

いいです、先ほどわからないと言いましたから。そういう意味では、本当に市長はこういう問題についてはわからないとか、なかなか判断を避ける場合が多いですね、原発問題だとか、国防問題もそうですけれども。やっぱりこういうことも考えて、もし進める場合は。市長は、原発には詳しいから、そこら辺も知っていながら、多分推進という立場に落ちついているのでしょうかけれども、ここら辺もきちんと事業者に確かめたりしながら、そういうのは大丈夫なのですねと、そういうのを聞きながら進めるのが政治家。今後子孫に遺産を残す立場で、今まで我々の先祖がこういう環境を残してくれたから、我々がこういうふう生きています。こういう環境を我々の子孫に残していく義務がある。そういう形で、もしこういうエネルギーを考える場合は判断をしなくてははいけないの

ではないかなと、こういうことも。最後のところまできちんと、廃棄物をどうするのかと。

結局中間貯蔵施設を今市長は、これも進めるとい立場だけれども、原発がいろんな意味でとまる、プルサーマルは前に行かないのです。プルサーマル前提での六ヶ所再処理というのも必要なくなる。そうすると、中間貯蔵はたまり続ける。どこに行くのですか。わからない。こういう状況で市長はこれから進めようというわけですが、本当にこれでは責任を持った政治家だとは言えない、こういう代物です。

そこで、市長のほうは、やっぱり震災でのエネルギー不足も考えて原発の必要性もあるだとか、そういうことを言っておりますが、我々のほうでもそのエネルギーバランスも研究はしております。まず節電を10%する。今現在、日本国内ではかなり節電されております。そして、自然エネルギー、これを20%ぐらいふやしていく。そうなると、原発が今は大体25%ぐらいを占めていますから、それを十分カバーできる。10%消費を減らして15%自然エネルギーふやすと。だから、そういう形で市長として臨むならば、やっぱり原発推進という立場には私はならないと思うのですが。

この自然エネルギーの利用に関して、先ほど私が言った10%節電する、そして15%自然エネルギーへ転換すれば原発は必要ないのではないかなと私は提案いたしますが、そう思いますか、思いませんか。これもイエスカノーかでよろしいです。

○議長(富岡幸夫)　市長。

○市長(宮下順一郎)　横垣議員にお話をさせていただきますけれども、先ほど来からイエスカノーかというふうな形、これはちょっと余りにも乱暴なお話、問いかけなのではないかと、私はこういうふうに思います。また、先ほど10万年後の話、10万年前の話、2万年後の話、そういうふうな形、わからないだろうというふうな、その決めつけを

いたしました。そういうふうなことで、反問権が私にはございませんけれども、横垣議員にあえてお話をさせていただくならば、横垣議員、10万年後、あなたはどのような形であるのでしょうかと、そういうふうなことをまた私のほうからお聞きはしたい。

そしてまた、今自然エネルギー、現在の電力を10%カットし、ですか。10%カットですと、電気事業法第27条に違反いたします。たしか今15%減というふうなことが電気事業法の中でうたわれております。10%の削減だと、ことしの夏は罰金100万円取られます。それは450キロワット以上の契約だったのでしょうか、ちょっとそこところは定かではありませんけれども。そういうふうな形で、10%減ですと、ことしの夏の節電のこの部分には応じることはできません。15%減というふうな形で当市役所のほうも、それは契約、キロワット数が下がってきておりますので、15%まではいきませんが、4月の段階で16%ぐらいの削減をいたしました。そしてまた、5月は13%、14%というふうなことでございますけれども、節電を大いに呼びかけて節電をしていくというふうなことで、10%削減だと法律違反になります。そういうことです。いいですか、そういうふうなことになりますので、10%を削減して、15%をその自然エネルギーに頼るというふうなことは、それは将来的な議論になると思います。

それは、10年先、20年先、どのくらい先のスパンになるのかわかりませんが、原子力というふうなのは危ないということは私も認識しております。今回非常に危ない、ああいうふうな事案、事故が起きたわけですから、危ない、危ないというふうなこと。ところが、安全だ、安全だという安全神話、それにどっぷりとつかってきたのが原子力関係者、この方々でございます。原子力発電専門家、この責任というのは私は大きいもの

だと、こういうふうに思います。自らお話をしています。原子力安全・保安院長、この方も4月7日には「当時の認識について甘さがあったことは深く反省している」、そしてまた原子力安全委員長も「深く反省し、二度とこのようなことが起こらないようにしたい」と。そして、もとの原子力安全委員長、この方も4月7日付で、「この事態を避けることに失敗した人間として考えを突き詰めなかった点では社会に対して申しわけない」というふうな、これまでさまざまなこういうふうな原子力を推進してきた方々、安全を管理してきた方々が、こういうふうに反省をしているわけでございます。その反省をもとにして、さあ、安全を第一義にきなさいというふうなことで私どもは訴えて、私はそのような形で管理をしていこうと、こういうふうなことでございますので、やみくもに推進、推進と、さあ行け行けどんどん、推進、推進というふうなことを話しているわけではございません。それをもってして、イエスカノーかというふうな形で答えを求めるというふうなのは、これは私はいかがな質問かと思えます。

そういうことで、10万年後の私の姿も当然かすみの中にあるかもわかりません。しかし、その思いはしっかりと、10万年後ですから、人類が生きているか生きていないかわかりません。そういうふうなことをこの場所でイエスカノーかというふうなこと、これを問われても、私はその中でわからないという、そういうふうな答えしか出てこないわけですから。そのわからないということを批判なさっても、当然ラジオをお聞きの方々、議員の方々もわからないのは当然だと思います。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 5番。

○5番（横垣成年） 市長にやられましたけれども、あと1分しかありません。

そこで、最後のきちんと安全を確認してやると

いうのは、私のほうでも市長とも一致するところがありますので、ぜひその点で頑張ってもらいたいと思います。

あとちょっと教育委員会のほう、最後の部分、もう一回朗読してもらって、そこだけ確認させていただきたいのですが。最後のところ、ちょっと聞き逃したものですから、どういう形で臨むかという考え方、そこだけ再度お願いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（遠島 進） 最後の部分と申しますと、どこからかはちょっとあれですけれども、私の判断でもう一度答弁させていただきます。

教科書の採択に関しましては、教科書検定制度のもと、次代を担う子供たちの育成のために教育水準の維持、教育の機会均等等適正な教育内容の維持、教育の中立性が確保されているものと認識しております。教育委員会といたしましては、教科書採択に関しまして、従来から一貫して文部科学省、県教育委員会、教職員、保護者等の意見をしんしゃくし、総合的並びに公平かつ公正な立場で子供たちのために有益な教科書を採択していくことが重要であると認識しておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じますということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

ここで午後2時30分まで暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎澤藤一雄議員

○議長（富岡幸夫） 次は、澤藤一雄議員の登壇を

求めます。6番澤藤一雄議員。

（6番 澤藤一雄議員登壇）

○6番（澤藤一雄） 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第208回定例会に当たり一般質問をいたします。

質問に先立ちまして、東日本大震災の犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの方々が一日も早く平穏な日常を取り戻されますようお祈りを申し上げます。

それでは、通告に従って質問をいたします。

このたびの大震災では、最大震度7、そして場所によっては15メートルをはるかに超える津波が押し寄せ、本県を含む太平洋沿岸に壊滅的な被害が発生し、きょう現在104日になりました。このたびの災害の特徴は、震度7の地震もかすんでしまうほど、美しい三陸沿岸の街並みを跡形もなく壊滅させた津波の圧倒的な被害、加えて原発事故という史上初めての複合災害であります。このたびの原子力災害は、原発立地において地震と津波の規模を過小評価し、原子力安全委員会の指針が長期間の電源喪失は考慮しなくていいと規定していたことに加えて、事故が起こらないことを前提に反対意見を想定不相当として退けた結果が今回の原発災害であり、まさに国策として推進した政府と電力会社関係者による人災以外の何物でもありません。

福島第一原子力発電所事故は、世界じゅうに衝撃を与えています。仕事や生活基盤を失い、ふるさとを追われた8万人余りの原発避難者はいつ戻るのか。10年とも100年とも予測がつかない。既にふるさとに帰らないと決めた人も多いと言われます。

加えて発災当初から想定された炉心溶融も、放射能拡散データもひた隠しにして住民に余分な被曝を与えたことで、今後小児がんを含む命にかかわる健康被害が予想され、長期にわたって疫学上

のモニタリングが必要と言えます。

今十数万トンの汚染水処理が喫緊の課題になっています。そして、途方もない量の放射能に汚染された土壌や瓦れき、廃炉となった原発の残骸をどこに処分するのか。ある学者は、福島第一原子力発電所、すなわち双葉町以外には考えられないと言います。一方、経済力の弱い地域では、地域振興の名のもとに電源三法交付金や電力会社からの巨額な寄附金、原発建設に伴い土木工事関連や宿泊施設、商業への波及効果等、原発特需による恩恵を受けているのも事実であり、交付金や固定資産税が減額にならないように次々と原発の増設を要望するという現象が生まれています。

青森県は、これまで総理大臣がかわるたびに、氏神さまの護符のように、青森県を最終処分地にしないという確約書をとってきました。しかし、このたびの原発事故を見る限り、事故は起こらないという前提がもろくも崩れ去り、確約書を発行する内閣も、役人も学者も電力会社も、自らの立場を守るために情報を隠し、国民を犠牲にしていたことが、政権末期の瀬戸際になって閣僚がどうすればいいかわからないまま協議していたとか、原子力安全委員会の長が、ほかの人がやってくれているだろうと思ったとか、東京電力は福島第一原子力発電所から撤退したいなど、発災直後の無責任でさら恐ろしい実態がぼろぼろと明らかになっています。このような歴代政権が発行する護符に霊験などあろうはずもないのは自明の理であります。

過去を振り返れば、むつ製鉄、むつ製糖、むつ小川原開発等々、中央の都合で頓挫し、何一つこの地域の基幹産業となったものがないではありませんか。発災直後のテレビで、人通りの途絶えた双葉町の道路に「原子力明るい未来のエネルギー」と書かれた横断幕がありました。恩恵を受けて豊かな生活を享受していた住民が、一転してふるさ

とを失った瞬間でありました。

今福島原子力発電所周辺が高濃度の放射能に汚染されているため、津波で犠牲になった方々を探してもあげられないという生々しい現状が報道されています。

原子力半島と呼ばれ、既に営業運転をしている東通原子力発電所初めこれら施設が耐用年数経過、あるいは事故により廃炉となった場合、その残骸はどこかに搬出されるということは全くの幻想であり、現地処分によって立地地域が永久に放射能との共存を覚悟しなければなりません。なぜなら、今起きている福島の残骸を引き受けるところがあろうはずもないからであります。むつ下北の地が第2の福島にならないという保証があるのか、今国民の意思を体現すべく政治のかじ取りが重大な局面を迎えていると思うのであります。

質問の第1は、防災行政についてであります。当市でも震災当日は、10メートルの津波が押し寄せると防災無線で避難指示がありました。結果は、津軽海峡沿岸の大畑地区、関根地区で2.9メートルが最大で、漁船など施設設備に被害があったものの、幸いにも人的な被害は発生しませんでした。現在の防災計画では、太平洋海溝型地震に伴って発生する津波は、尻屋崎の陰になるので、津波の影響は緩和されたものとなると規定されていますが、国鉄大畑線を廃止に追い込んだマグニチュード7.9、震度5の昭和43年の十勝沖地震は、尻屋崎のほぼ真東で発生しており、まさに海溝型地震であり、八戸市で最大2.8メートルの津波を記録しています。政府の地震調査委員会は、北海道襟裳岬から南海トラフに至る海溝型地震の評価を見直すと発表し、八戸工業大学の佐々木教授は、震源域が北にずれた場合、20メートルに達する場合もあると警告しています。

津軽海峡の真東での巨大地震により大畑地区及び関根地区など津軽海峡沿岸では、10メートルの

津波が発生した場合、現在の避難所が安全なのか、見直しをされるのか、見直しをされるとすればどのような内容かお尋ねをいたします。

防災行政の2点目は、オフサイトセンター整備事業についてであります。このたびの大地震の被害は、津波と並んで最も深刻な、いつ果てるとも知れない原発事故であります。原子力災害が発生した場合に備えての防災拠点であるはずのオフサイトセンターが完全に避難区域に含まれるため、物の役に立たないということが今回の原発事故で明らかになりました。この施設は、これまで事故が起こらないことを前提に整備されてきたということであります。当市が進めるオフサイトセンター整備事業も、東通原子力発電所で事故が発生した場合、避難区域の20キロ圏内ぎりぎりに位置し、大間原子力発電所の場合は計画的避難区域の30キロ圏内に入ります。中間貯蔵施設は、核燃施設の中で最も安全な施設として誘致されましたが、東通原子力発電所、大間原子力発電所など、隣接の原発事故に対応できないのではありませんか。見直しが必要なのではありませんか、お尋ねいたします。

防災行政の3点目は、原発事故が発生した場合、風向きや地形の影響が放射能の拡散にどのような影響を与えるかであります。今回の原発災害では、110億円もかけて開発したSPEEDIと言われるシステムのデータを隠べいしたことにより避難がおくれて多くの住民が被曝した可能性が高く、健康被害がより深刻になるのではないかとされています。原発や核燃施設に囲まれた当市としては、夏のやませや北西の季節風など、地域住民の命と健康を守るためには事故は起こるとの前提で地形並びに風力、風向のデータに基づいて予測マップを作成すべきではありませんか。

質問の第2は、産業政策、エネルギー関連産業への企業連携強化並びに就職支援についてであり

ます。市長が地域の発展と産業振興のために第2種放射線取扱主任者養成と就職支援、地元企業の関連産業とのマッチングを進めてこられました。が、今後この事故がいつ、どのような形で収束するかもわからない状況で、原子炉封じ込め作業に劣悪な環境の中で関連会社を含む2,000人を超える作業員が闘っておられ、今後新たに数千人の作業員が必要になるなど、過酷な作業の状況が徐々に明らかになり、健康被害が懸念されています。市長が進めるこの事業は、事故が起こらないという前提ではすばらしい雇用の確保、産業の育成であります。が、3.11以後、人材の育成や企業のマッチングをどのように進めるのかお伺いいたします。

質問の第3は、下水道事業についてであります。下水道事業は、市民の生活環境改善、河川等公共水域の環境保全等に大きく寄与する事業であります。が、加入率の低迷により効果は限定的であることや、財源投下が巨額に上るなど、人口減少により縮小する社会においては大きな問題を内包しているものと考えます。

平成21年度決算の管渠建設事業費について、接続率で計算しますと、舗装の張りかえ工事を除いても、むつ地区では接続1世帯当たり管渠延長70メートル、工事費460万円、大畑地区では接続1世帯当たり管渠延長51メートル、工事費341万円となっています。

下水道事業についての1点目は、接続率の向上対策についてであります。平成21年度末の接続率は、むつ地区が34.3%、大畑地区が25.6%、川内地区が54.5%、脇野沢地区が57.3%となっています。が、なぜ接続率に大きな開きがあるのか、そして接続率の向上について、以前の答弁では広報や戸別訪問で接続をお願いするということでしたが、効果があったのか。今後は、どのような対策を講じられるのかお伺いいたします。

次は、受益者負担金についてであります。下水道に接続しない世帯も負担金が賦課されて、地域によって多少は違いますが、土地面積がおおむね100坪で14万円程度の支払いを求められる。年金生活の方、細々と商業を営む方など、生活保護以下の収入の世帯も追い打ちをかけられるように徴収されて非常に困っています。この受益者負担金の根拠は何なのか、免除の基準があるのか、どのような周知をしているのか、そして賦課状況と納付状況についてお知らせ願います。

次に、このたびの大震災では下水道施設も被災し、復旧にめどが立たない状況と言えます。現在は、汚水に消毒薬をかけて河川に放流しており、気温の上昇する真夏に向かって水質の汚染による環境悪化が懸念されています。これまで下水道を推進する理由に、浄化槽より災害に強いと答弁されていますが、ご認識をお伺いいたします。

私のむつ市議会第202回定例会での質問に、平成22年度から平成23年度までに県の見直し方針が示される、これを受けて当市の整備計画区域を大きく見直すとの答弁がありました。県の方針が示されたのか、そして当市の見直しの方向性はどのようなようになるのか、今後も合併浄化槽での整備は個人設置型だけなのかお尋ねいたします。

以上、簡潔かつ前向きな答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員の防災行政についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目、大畑地区と烏沢、関根地区の津軽海峡沿岸の避難所について、現在の避難所は安全か、見直しされるのか、見直しされるとすればどのような内容であるかのご質問でございます。今回の東北地方太平洋沖地震による大津波は、複雑な地形を持つ三陸海岸の一部の地域で30メー

トルを超えたとも言われており、まさに想像を絶する津波で、自然の前では想定という概念が通用しないことを思い知らされました。これまで地域防災は、過去の科学的根拠に基づいた最大規模の災害の想定をし、それに基づいた防災計画を策定して、さまざまな対策を講じるという手法をとってまいりました。今回の津波は、その想定をはるかに超えたまさに想定外の大津波であり、本市といたしましても、どこまでを想定して防災体制を整備していけばよいのか、非常に苦慮しているところであります。

ご質問の津軽海峡沿岸の避難所の海拔については、調査中ではありますが、10メートルの津波が発生した場合は、現在指定している大畑地区及び烏沢、関根地区の大部分の避難所は使用できなくなるものと予想されます。今後海拔調査に基づいて避難場所等の見直しを行い、あわせて各避難場所等に海拔表示板を設置し、災害時の適切な避難場所を住民に周知してまいりたいと考えております。

次に、第2点目、オフサイトセンター整備事業は、現在の予定地では東通原子力発電所、大間原子力発電所、中間貯蔵施設で事故が発生した場合に対応できないのではないか、見直しが必要ではないかのご質問であります。オフサイトセンターの設置要件については、原子力災害対策特別措置法施行規則で定められており、その要件の中に原子力事業所との距離が20キロメートル未満の範囲に設置することという規定があり、現在全国の各原子力施設に係るオフサイトセンターは、すべてそれぞれの施設から20キロメートルの内側に設置されております。今回の福島第一原子力発電所事故においては、避難区域が20キロメートル以内に設定されたため、オフサイトセンターがその機能を果たせなかったものであります。

ただ、対象となるオフサイトセンターが機能を

果たせなくなった場合の対策として、それぞれにおいて代替のオフサイトセンターが指定されており、東通原子力発電所のオフサイトセンターについても、代替施設として六ヶ所オフサイトセンターが指定されております。当市に計画されているオフサイトセンターは、関根浜に建設が進められている中間貯蔵施設に係るものでありまして、施設からは約9キロメートルの位置にあります。仮に東通原子力発電所を対象とした場合では、発電所から約21キロメートルあります。中間貯蔵施設に係るオフサイトセンターの設置場所については、市としては現在の予定地に建設するというところで、今後とも国と協議をしてみたいと考えております。

次に、第3点目、地形と風力、風向のデータに基づいて予測マップを作成すべきではないかのご質問でございます。今回の福島第一原子力発電所事故においては、気象条件をもとに事業所周辺の放射性物質の大気濃度や被曝線量等を予測する緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、いわゆるSPEEDIの予測結果が速やかに公表されず、20キロメートル圏内が避難区域に指定され、またそれを越えた地域も避難区域や計画的避難区域、緊急時避難準備区域に設定されましたが、風向きなどにより同じ距離でも設定された区域と指定されない区域があり、住民の不安と混乱を招いたとされております。

議員ご指摘のように、当地域は季節によってやませや北西の季節風といった独特の強い風が吹きますが、東通村を含め全国にあるオフサイトセンターにおいては、SPEEDIを初め緊急時対策支援システム、ERSSというそうです。気象情報システムを利用できる環境となっておりますことから、緊急事態が発生した場合には、これらの支援システムを活用しながら対応に当たることになると思われます。

予測マップの作成ということにつきましては、風向き、風力、地形、緊急事態の対応など、さまざまな条件が必要となるほか、時間の経過とともに時々刻々と予想範囲や放射線等の濃度等が異なってくることから難しいものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、産業政策についてのご質問にお答えいたします。エネルギー関連産業への企業連携並びに就職支援についてのご質問ですが、市では新しい産業の創造と雇用の創出を目的といたしまして、下北・むつ市企業連携協議会を設置しているところであります。澤藤議員ご承知のとおり、協議会におきましては情報提供事業、研修事業のほか、地元企業参入に向けてのマッチングフェアなどの企画を行っているところであります。特に研修事業につきましては、エネルギー関連産業への参入促進を目的といたしまして、第2種放射線取扱主任者受験対策講習会を実施しているところであります。事業初年度であります平成22年度におきましては、合格者14名、合格率29.2%の結果となっており、初心者、高校生を含めた取り組みとしては驚異的であるとの講師の評価をいただいております。

平成23年度事業におきましても、さらなる合格者を誕生させることによって、関連産業への参入、就職の支援とする方針でありましたが、大震災以降、新幹線の不通により講師招聘が困難となりましたことから事業を中断したところであります。事業再開に当たり、このたびの事故に伴う影響等について分析、検討を行いましたところ、講師より原子力関連施設はこれまで以上に厳格な基準に基づく対応が必要となり、有資格者が今まで以上に必要になるとの助言をいただいたところであります。当地域には、原子力関連施設が集積し、地元企業が大きな役割を担っている現状にあり、安全性を高めるためには多くの資格者を育成し、受

け皿機能を高めることが必要であると判断し、事業の継続を決定したところであります。

今後におきましても、下北・むつ市企業連携協議会による取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次のご質問の下水道事業につきましては、本年4月から公営企業管理者へ委任しておりますので、公営企業局から答弁いたします。

○議長（富岡幸夫） 公営企業管理者。

（遠藤雪夫公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（遠藤雪夫） ご質問事項の3、下水道事業についてお答えします。

下水道事業は、管渠整備が川内、脇野沢地区は既に完了し、むつ、大畑地区につきましては整備中であります。

まずご質問の1点目、接続率向上対策についてであります。市全体での平成22年度末における接続率は、処理区域内家屋数4,449戸に対して接続家屋1,835戸で、率にして41%といまだに低い状況となっております。各地区の接続率には、むつ、大畑地区と川内、脇野沢地区では開きがありますが、これは供用開始年度の違いや、単独浄化槽及び合併浄化槽の設置済み数の差によるものと考えております。

下水道は、整備しましても接続していただかなければ下水道の機能を発揮することができないため、接続率の向上が下水道事業の大きな課題であります。接続率向上のため、市広報紙やホームページ、また認可計画の変更時や工事実施前の地元説明会などにおいても接続のお願いを行っております。昨年度は、接続率の低いむつ、大畑地区の未接続世帯の戸別訪問を行い、下水道のPRや助成制度の説明、接続のお願いやアンケート調査を行いながら普及を図っているところであります。

具体的な効果という点においては、一概に示せ

ないところでありますが、今後とも市広報紙やホームページの活用、戸別訪問などで接続のお願いを続けてまいります。

昨年度実施しましたむつ、大畑地区のアンケート調査では、下水道への接続しない理由で接続費用が高額なためが32%、現状で不便がないが25%、高齢なためが11%などの順になっておりましたが、これらを参考に新たな施策を研究し、少しでも多くの皆さんに下水道をご利用いただき、接続率の向上につなげていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、受益者負担金の納付状況についてであります。受益者負担金の根拠につきましては、都市計画法第75条の著しく利益を受ける者があるときは、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができるを根拠に、むつ市都市計画下水道受益者負担金条例を制定して賦課しております。また、受益者負担金の減免についてであります。減免基準につきましては、条例に公的生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者と規定されており、市といたしましては、負担金の賦課決定時における通知のときに、減免基準やその申請についての文書を同封し周知を図っているところでありますが、ご高齢の方は細かい文書を読んでいただけないなど、その周知が十分であるとは言えないこともあり、対象と思われる世帯などに対し戸別訪問を行うなど、よりきめの細かい対応をしてみたいと考えております。

受益者負担金の納付状況等の詳細については、公営企業局長から説明いたします。

次に、ご質問の3点目、地震、津波への対策についてであります。下水道や浄化槽とも災害に対しそれぞれすぐれた点はあるものの、市街地においては分散型処理施設である浄化槽よりも、集中管理をしているため地震時には非常用発電機を

設置することによって汚水の処理ができる下水道に優位性があると認識しております。

地震への対策については、市内4下水浄化センターとも、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震を契機として改定されました耐震対策指針により施行いたしております。

津波の対応については想定しておりませんが、市町村レベルでの対応は困難であり、今回の東北地方太平洋沖地震による津波被害を受け、国土交通省から「下水道施設の復旧にあたっての技術的緊急提言」が出されるなど、今後津波災害への具体的対応策が示されることから、市といたしましても、それをまっとうして対応を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、排水対策の代替案についてありますが、各家庭からの汚水排水対策は、区域を定めて下水道や漁業集落排水、合併浄化槽で行っておりますが、近年少子高齢化や人口減少などが顕在化していることなどから、青森県では平成22年度と平成23年度の2カ年で青森県汚水処理施設整備構想の見直しが行われることとなり、市でもこれに向けてむつ市の汚水処理施設整備構想の見直し作業を進めております。この中では、各整備区域の抜本的な見直しを行うこととしております。具体的には経済性の比較を行い、整備までの時間などを考慮して、下水道などの集合処理施設は縮小し、合併浄化槽へ移行の方向で区域の見直しを行っております。

青森県汚水処理施設整備構想の各地区における見直し案につきましては、7月にパブリックコメントを行い、その検討結果を整理し、8月末までには構想の内容をご提示することができるものと考えております。

いずれにいたしましても、市民の皆様の生活環境の改善、公共水域の環境保全などのため、市街地は下水道で、家屋間距離のある地区は個人設置

型合併浄化槽で、より効果的な汚水処理施設の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 下水道事業についての2点目、受益者負担金の納付状況について、公営企業管理者の答弁に補足説明させていただきます。

平成21年度までの4地区合計の決算ベースでは、賦課総額3億8,186万3,190円に対し、納付総額は3億5,659万1,890円となっており、収納率93.4%となっております。この納付額のうち2億1,090万2,480円は一括納付となっております。滞納額につきましては、件数で延べ268件、金額で2,527万1,300円となっております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） まず、避難所の関係ですけれども、今回災害についての報告がございまして、そのときの避難率が13.7%というふうに聞きました。そして、避難所の見直しをするということでございますので、これはきっちりやっていたきたいと思うのでございますが、今のこの避難率の把握の仕方、これは恐らく避難所においてになった方をカウントしたのかなと思うのですが、震災当時、大畑小学校上の辺の高台に家族が車に乗って待機をしていたという、すごく多数のそういう避難者が実際にはあったということで、これは恐らく大畑中央公園のあたりでもあったのかなと思うのですが、これらのことを把握しておられるのか。そして、実際の避難の仕方、当然今の避難所では10メートルを超える津波が来た場合には対応できないわけでございますので、高台へということになりましようし、そうした場合に実際に今回の震災でどういう避難行動をとったのかというふうな調査、アンケートを含む調査をきちんと

やるべきだと思いますが、ご答弁願います。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 避難所に避難された方、車で来ている方についてはカウントはされていないということです。避難所に入った方だけのカウントしているというような状況でございました。

あと避難行動について調べるべきではないかというふうなことでございますけれども、今回かなりの方が避難されましたので、その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 次に、オフサイトセンターについてでございますが、今の事業、法律に基づいて現在の地でその事業を進めていくというような答弁でございました。そして、その施設の20キロ圏内につくるのだというようなことで、関根浜から9キロというようなことでございます。けれども、中間貯蔵施設は安全な施設だから誘致をしたというようなことでございまして、一番近い東通原子力発電所で事故があった場合に、法律はどうあれ、今後国がどういう指針を示すかというようなことはあろうけれども、実態として20キロ圏内あるいは30キロ圏内もその避難区域になる可能性がある。そして、東通村の場合には偏東風がその季節によって吹くわけでございまして、その場合に実際に使えなくなる可能性がある。中間貯蔵施設のオフサイトセンターではありますけれども、実際には原発の災害で使えなくなる可能性がある。こういう場合にはどういう防災拠点、予備といいますか、サブといいますか、そういうことを考えておられるのかについてお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現在オフサイトセンターは六ヶ所オフサイトセンター、そして東通オフサイ

トセンター、将来大間町の原子力発電所が稼働しますと大間オフサイトセンター、そしてむつ市の中間貯蔵施設に対するオフサイトセンターと、こういうふうに4カ所のオフサイトセンターがこの地域に建つわけでございます。その連携の仕方、これをしっかりととるといふような形。福島のほうは、たしかオフサイトセンターが20キロ圏内の中にあつて、もう機能しないというふうなことで、福島県庁に移動したけれども、その機能自体がないというふうなことで、情報が右往左往したというふうなことを聞き及んでおります。そのために先般開催いたしました7市町村長の会議の中で、担当課長会議を開催しましたけれども、その中でオフサイトセンターの連携の仕方、これらも検討課題に入っているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 一度に4つも原子力施設が事故を起こすというようなことはほとんどないのだと思うので、そういうオフサイトセンター同士の連携といたしますか、お互いに使い合うというようなことになるのだろうかというふうに大体わかりました。

それで、放射能の拡散は、あらかじめ季節によってどういう方向に、どの程度の距離で放射性物質が、放射能ですけれども、拡散するのかというようなのは、私はやはりその時々刻々変わるとはいいいながらも、夏の場合にはどっちに行くのだと、あるいは大間原子力発電所の場合、冬の場合にはどっちにどう流れるのだというようなやつは、ちゃんとしたものをつくっておかないと、いわゆる原子力施設と一蓮託生でこの地域で生きていく、その人々を避難誘導する、安全を確保するというような立場の市なわけですから、当然立ち上がった市町村長の会議の中でも、連携の中でもそういう議論はされていくのだと思うのですけれども、季節によって、どの原発で事故が起きたときには、

どっちのほうがそのリスクが大きいのだと、それはどの程度の距離までそのおそれが及ぶのだというように大まかなやつをつかんでおくべきだと私は思いますが、答弁願います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 放射性物質の拡散イメージというのは、先ほど壇上でもお話をしましたように、時々刻々と風向きが、今もよくテレビで風向きが矢印で示されたり、ああいうふうな形で、本当に変わっていくわけでございます。今澤藤議員お話しのとおり、夏場この場所で起きたら風がどうなのかと。夏場は、これは5月から10月にかけては北東風が非常に多いというふうな形のデータがありますけれども、こればかりに今度頼ってイメージを先に植え込んでしまうと、海拔表示とは、これまた違うわけでございます。イメージを植え込んでしまう、そういうふうなことはやはり避難について非常にさまざまな部分で憶測を呼ぶ場面がございます。そういうふうなことで、時々刻々と変わっていく変化、そういうふうなものを今担当者会議の中で、このことをまず事務的な部分でしっかりと把握しようではないかというふうなことでございます。

さまざま私の手元にはある大学の先生の、こういうふうな形で下北半島のイメージがあるよというふうなことは、私は持っておりますけれども、この部分において公表してしまうと、例えば夏場、5月から10月にかけては北東風、この場所でこう来たらこういうふうな感じで広がっていきますよと、こういうふうなイメージがありますけれども、前もってこれを全部お示しをするということは、うちのほうは安全だというふうな形、ここは大丈夫だというふうなこと、逆にさまざまな部分で将来的に問題が出てくるものがあるかと、こういうふうな思いしますので、そういうふうな事案が発生した場合には、ただちに情報を公開し、伝達を

するシステム、そういうふうなもののシステムづくり、これに努めていくのが我々の立場であろうと、こういうふうな認識をいたしております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 防災対策については、恐らくこれから市町村間の連携で協議をしていくのだと思うので、ひとつ遺漏のない対策を策定されますようお願いを申し上げます。

次に、下水道についてでございますが、接続率はホームページとか、あるいは広報紙とか、あるいは戸別訪問とかいろいろ努力されているというふうなことでございましたけれども、なかなか上がらないというようなことでございました。そして、全部の旧市町村ごとの合計の接続率が41%ということでございました。そして、先ほど私が申し上げましたように、既に管渠整備が完了している脇野沢地区、川内地区を除いてむつ地区が34.3%、大畑地区が25.6%、そしてお願いに上がってもなかなか接続をしていただけない。その理由が、費用が高い、そして高齢である、不便ではないというようなこの理由が接続をしない理由だということでございまして、これはなかなか、この理由を乗り越えて接続率を上げるということはないだろうと、できないだろうというふうに思います。そうした中でも事業は続いているわけございまして、非常に財政的な面でもゆゆしき問題だと常々思っております。

次は、受益者負担金についてですけれども、都市計画法第75条、この中に事業によって著しく利益を受ける者があるときは、利益を受ける限度において事業費の一部を負担させることができるとうたっています。そして、この法律に基づいて下水道の排水区域内にある土地の所有者を受益者とするのだと規定し、自宅の前まで下水道が来れば、つながなくても利益を受けるのだという考えなのです。この部分において、どういう利益があるの

かお尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、この受益者負担金の賦課については都市計画法で定めておりますけれども、受益者負担金に関しましては下水道を利用できるようになった土地の状態に着目して賦課されるというものでありまして、下水道が利用できる状態であるということは、トイレの水洗化、あるいは各家庭から出される汚水の垂れ流しによる側溝の汚濁等がなくなり生活環境の改善がなされるということで、整備されていない地区に比べて利益を受けている状況であると考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 理屈なのでしょうと思います。接続率が20%でも30%でも側溝に流れる雑排水の量が減るから、側溝のにおいが少なくなるから利益を受けているのだというような論法なのだろうと思うのですけれども、先ほどの高齢である、あるいは収入が少ない、あるいは不便を感じていないというような、もうつなげない、つなぎたくてもつなげないというような状況の中で、利益を受けているのだよ、それでもというふうな論法なわけです。それ以上の答弁は出てこないと思うので、それはそれとして、その程度のものかというふうに思います。

そして、むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の中に免除規定があると。これは、第9条第2項第4号に公の扶助を受けている受益者、これに準ずる受益者とありますけれども、この準ずる受益者ということの範囲を教えてください。

○議長（富岡幸夫） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 準ずるということでございますけれども、非常に難しい問

題、難しいといえますのは、各個人によってお医者さんにかかっているとか、いろいろ経費とかありますので、そういうものを各個人の方と面談してお話ししていかないと中身がわからないということでございますので、先ほど申しましたように戸別訪問させていただいて、対象になるかを判断させていただきたいということでございます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） この場合、収入は対象にならないのですか。例えば市民税非課税世帯とか。なるのですか、ならないのですか。

○議長（富岡幸夫） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 収入で判断もできるのですけれども、税金のかからない収入というのがございまして、遺族年金とかもらったりしている家庭がございまして。そういうところは、自分の年金とプラスされるものですから、そういうところもお聞かせ願えないとちょっと中身が見えてこないということでございます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 確かに役所は、ほとんどのサービスあるいは免除、受給というものが申請主義というものをとっております。これは、役所、役人の体にしみついているのだと思うのです、私もそうでしたけれども。先ほど公営企業管理者の答弁の中に、いろいろ説明はするけれども、読んでもわからない、読まない高齢の方が多いというような答弁もありました。そういう状況にある方々、そしてこの制度を使って免除を受けた方が大畑地区で3件あるというようなことございました。今の答弁ではないのですけれども、私の調べでは生活扶助世帯の免除が28件、166万円、これに準ずる世帯が3件で32万円ということでした。そして、滞納が121件、727万円ということでした。準ずる世帯がたった3件というふうに私は信じられない思いがするのです。もしかしたら、この滞納

121件の中に免除にすべき世帯が多く含まれているのではないかと私思うのです。この辺の含まれているのかいないのか、ご答弁をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 滞納者の中に対象となる方がおられるかというお話ですが、現在のところ把握はしておりません。あくまでも各家庭に伺って中身をお聞きして、それで判断しております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） こういう単身の高齢の世帯が多いわけですし、なかなか役所から行った文書を読んで理解するというふうなのはなかなか難しいと思うのです。現場でどうなっているのかというのも私はつかんでいます。言いたくないのです。ですから、こういう状況にあって、高齢化しているの中で、免除規定があるのに免除を受けられない人たちが、たった3件免除を受けたというのを私信じられないのです。この辺の事情はわかっていますか。

○議長（富岡幸夫） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） そういうふうな事情、まだあるかもわかりません。そういう方に対しましては、ぜひ市役所のほうの窓口で、電話なりでもよろしいのですけれども、ご相談いただければ調査することになりますけれども、対処していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 先ほどから言っていますけれども、恐らく役所から請求書が来た、それで払わなければならないものだというように思い込んで、免除申請をしなかったり、あるいは納めたり、あるいは滞納したりという人がいっぱいいるのだと思うのです。私は、役所というのは納税も把握

しているわけです。先ほど申告不要な恩給とか、軍人恩給とかの話だと思うのですが、収入があるから申告が必要なのだと、免除申請が必要なのだというようなことをおっしゃいましたが、私は相手にしている方々がどういう方であるかということをもっとしんしゃくをして、市民に優しい行政であってほしいなど、こう思います。

ですから、まことに言いにくいのですが、役所内のデータも使って、ちゃんとした免除対象者には免除をしてあげる。そして、過去にそういう方が払い込んだ分についても私は還付すべきだと思っていますけれども、この辺の考えをお願いします。

○議長（富岡幸夫） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 過去にお支払いしたものを還付すべきではないかというお話ですが、いろんなケースがございます。なかなかここで判断はできないのですけれども、免除対象者は過去にさかのぼって還付すべきということに関しましては、残念ながらそういう制度がございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 市長、今まで議論をさせていただきまして、私の把握している通算老齢年金の受給の方ですけれども、介護保険料と国保税を天引きされて、月額5万9,000円の方から10回に分けて11万8,200円、これ徴収しています。そして国民年金、老齢年金の受給者、月額3万5,900円の方からも、この方からは8万円、8回に分けて1万円ずつ月割で徴収しています。3万5,900円とか5万9,000円のこの人たち、この中から医者代、米代、電気、水道、こういうものを、あるいは町内会費も払って、どういう生活だと思えますか、市長。悲惨な、もちろん今の軍人恩給とかもらっていない方です。こういう方がいっぱい含まれていると私は推察しています。調べれば

わかんと思います。

市長は市民協働参画のまちづくり、ですからこういう人たちから負担金取って事業をやるのではなくて、本当に底辺にいる方々からまでも、使わない下水道の受益者負担金を市が取るということはやめてほしい。市長の答弁をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、今公営企業局との議論をお聞きいたしておりました。その部分で澤藤議員がかなりの情報をお持ちであるなというふうなことを推測いたしました。そういうふうな部分がおありでしたら、議員自ら出向いていただき、そしてこういうふうな方々がいるのだということをお情報としてご提供していただくと、そういうふうなことによってその方々にも、救いの手と申しますと非常に不調法な言い方なのですが、さまざまな対応の仕方が出てくるのではないかと。

市民協働参画のまちづくりというふうなことでございますけれども、その部分においては議員協働というふうな形で、議員の皆様方がご承知している情報、こういうふうな部分についてご提供していただければ、さまざまな形の中で、担当のほうでそれぞれの案件について十分な対応ができるものと。この部分においては、私は常々市民目線を忘れずに業務に精励すること、業務を遂行することということを話しておりますので、今やりとりを聞いておりますと、情報として公営企業局のほうではそういうふうな数値だけというふうなことの把握はあります。その部分で、その内容を澤藤議員かなり熟知しているようでございますので、それらの情報についてはご提供していただき、そしてそれぞれのケース、ケース・バイ・ケースになろうと思います。そういうふうな対応をするべきものと、このように思うところであります。

○議長（富岡幸夫） これで、澤藤一雄議員の質問

を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月22日は新谷泰造議員、上路徳昭議員、目時睦男議員、新谷功議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時31分 散会